

# 総合傷害保険普通保険約款 および特約条項

## 目次

### 1. 総合傷害保険普通保険約款

|                |   |
|----------------|---|
| 第1章 傷害条項 ..... | 1 |
| 第2章 基本条項 ..... | 4 |

### 2. 特約

|                                             |    |
|---------------------------------------------|----|
| 【1】遭難捜索費用拡張補償特約 .....                       | 12 |
| 【2】遭難捜索費用拡張補償における追加費用補償特約 .....             | 15 |
| 【3】法律相談費用等補償特約 .....                        | 17 |
| 【4】保険料一括払特約(コンビニエンスストア決済または銀行振込の場合の特則付き) .. | 20 |
| 【5】保険料の口座振替に関する特約 .....                     | 22 |
| 【6】保険料支払に関する特約 .....                        | 23 |
| 【7】保険契約の更新に関する特約(自動更新) .....                | 24 |
| 【8】インターネット特約 .....                          | 26 |
| 【9】被保険者の範囲(家族型)に関する特約 .....                 | 27 |
| 【10】被保険者の範囲(グループ型)に関する特約(明細付契約) .....       | 29 |
| 【11】携行品損害補償特約(登山アウトドア用品含む) .....            | 31 |
| 【12】個人賠償責任補償特約(国内補償) .....                  | 37 |
| 【13】団体活動特約 .....                            | 45 |
| 【14】特定疾病見舞金特約(団体活動特約用) .....                | 47 |
| 【15】包括契約に関する特約(一括報告・一括精算用) .....            | 49 |
| 【16】包括契約に関する特約(毎月報告・一括精算用) .....            | 50 |
| 【17】包括契約に関する特約(毎月報告・毎月精算用) .....            | 51 |
| 【18】保険料確定特約(包括契約に関する特約用) .....              | 52 |
| 【19】準記名式契約特約(一部付保)(同一保険金額用) .....           | 53 |
| 【20】準記名式契約特約(全員付保)(同一保険金額用) .....           | 54 |
| 【21】ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 .....              | 55 |
| 【22】1割以内異動不精算特約 .....                       | 60 |
| 【23】共同保険特約 .....                            | 61 |

## 1. 総合傷害保険普通保険約款

## 第1章 傷害条項

## 第1条 (用語の定義)

この普通保険約款において、次の用語の定義は下表のとおりです。

| 用語        | 定義                                                                                                                                                                        |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| い 医学的他覚所見 | 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。                                                                                                                                 |
| 医師        | 次のいずれかに該当する者であって、被保険者以外の者をいいます。<br>①医師法(昭和23年法律第201号)に定める医師<br>②歯科医師法(昭和23年法律第202号)に定める歯科医師<br>③日本国外において被保険者が診察、治療または診断を受けた場合は、その地および時における①または②の者に相当する資格を有する者             |
| か 外来      | 傷害の原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。                                                                                                                                           |
| き 危険      | 傷害の発生の可能性をいいます。                                                                                                                                                           |
| 急激        | 突発的に発生することであり、傷害の原因としての事故が緩やかに発生するのではなく、原因となって事故から結果としての傷害までの過程が直接的で時間的間隔のないことをいいます。                                                                                      |
| 競技等       | 競技、競争、曲技、興行、大会(注)または部活動等をいいます。<br>(注) 競技、競争、曲技、興行、大会<br>いずれもそのための練習を含みます。                                                                                                 |
| く 偶然      | 「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する、予知できない出来事をいいます。                                                                                                        |
| け 契約年齢    | 保険期間の初日現在の満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。                                                                                                                                     |
| こ 告知事項    | 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。                                                                                                  |
| し 疾病      | 傷害以外の身体の障害をいいます。                                                                                                                                                          |
| 自動車等      | 自動車または原動機付自転車および特定小型原動機付自転車をいいます。                                                                                                                                         |
| 支払事由      | 傷害条項第2条(保険金を支払う場合)、またはこの普通保険約款に付帯される特約に規定する保険金を支払う事由をいいます。                                                                                                                |
| 支払責任額     | 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。                                                                                                                                 |
| 傷害        | 急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。<br>(注) 中毒症状<br>継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。 |
| 書面等       | 書面または当会社の定める通信方法をいいます。                                                                                                                                                    |
| 乗用具       | 自動車等、モーターボート(水上オートバイを含む)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。                                                                                                                  |
| 親族        | 6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。                                                                                                                                               |
| 身体障害      | 傷害および疾病をあわせて身体障害といい、傷害にはその傷害の原因となった事故を含みます。                                                                                                                               |
| た 他の保険契約等 | この保険と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。                                                                                                                             |
| ち 治療      | 医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。                                                                                                                                                 |
| は 配偶者     | 婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同等の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。                                                                                    |
| ひ 被保険者    | 保険証券の被保険者欄に記載されている者をいいます。                                                                                                                                                 |
| ほ 暴動      | 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。                                                                                                      |
| 保険期間      | 保険証券記載の保険期間をいいます。                                                                                                                                                         |
| 保険金額      | 保険証券記載の保険金額をいいます。                                                                                                                                                         |
| 保険契約申込書等  | 保険契約申込書その他の保険契約締結のために必要な当会社の定める書類(注)をいいます。<br>(注) 当会社の定める書類<br>電子媒体によるものを含みます。                                                                                            |
| 保険証券      | 保険契約の成立の証として当会社が交付する書面をいいます。ただし、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に保険証券を交付しないことについての合意がある場合は、契約内容として当会社がインターネット等の通信手段により表示する画面を保険証券とみなします。                                            |

## 第2条(保険金を支払う場合)

この傷害条項において、支払事由とは、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に傷害を被ったことをいい、当会社は、その傷害に対して、この傷害条項および基本条項の規定に従い保険金を支払います。

## 第3条(保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
- ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失(注2)
- ④ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑤ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、保険金を支払います。
- ⑥ 被保険者に対する刑の執行
- ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑧ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑨ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑩ ⑨以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑪ ⑦から⑩までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(2) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
- ② 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
- ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ④ 被保険者が【別表1】に掲げる運動等を行っている間
- ⑤ 被保険者の職業が【別表2】に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間(注5)
- ⑥ 被保険者が次のいずれかに該当する間  
ア. 競技等をしている間  
イ. 競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法または態様により活動している間

(3) 当会社は、被保険者が頸部症候群(注6)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときであっても、保険金を支払いません。

(4) 当会社は、被保険者の誤嚥(注7)によって生じた肺炎に対しては、誤嚥(注7)の原因がいかなる場合であっても保険金を支払いません。

(5) 当会社は、被保険者の入浴中の溺水に対しては、保険金を支払いません。ただし、入浴中の溺水の原因が、当会社が保険金を支払うべき傷害による場合は、保険金を支払います。

(注1) 保険契約者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 脳疾患、疾病または心神喪失

「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の分類番号F00～F03またはF05.1に該当する精神障害を除きます。

(注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質(注3)によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注5) 職業に従事している間

通勤途上を含みません。

(注6) 頸部症候群

いわゆる「むちうち症」をいいます。

(注7) 誤嚥

食物、唾液、胃液、胃内容物等が誤って気管に入ることをいいます。

第4条 (傷害部位・症状別保険金の支払)

当社は、被保険者が第2条 (保険金を支払う場合) の傷害を被った場合は、1回の事故につき次の表に従い算出した額を保険金として支払います。

(傷害部位・症状別保険金支払率一覧) 単位: %

| 部位<br>症状                                | 頭部  | 顔面部   |    |   | 頸部  | 胸部、<br>腹部 | 背部、<br>臀部 | 上肢   |    | 下肢   |    | 全身<br>(注3) |
|-----------------------------------------|-----|-------|----|---|-----|-----------|-----------|------|----|------|----|------------|
|                                         |     | 眼・歯以外 | 眼  | 歯 |     |           |           | 手指以外 | 手指 | 足指以外 | 足指 |            |
| ・筋、腱、靱帯の断裂<br>(完全な切断)                   | —   | —     | —  | — | —   | 65        | 65        | 35   | 35 | 40   | 30 | —          |
| ・骨折<br>・脱臼                              | 65  | 30    | —  | — | 80  | 35        | 60        | 35   | 20 | 65   | 25 | 85         |
| ・欠損<br>・切断                              | —   | 20    | —  | 5 | —   | —         | —         | 100  | 20 | 100  | 30 | —          |
| ・頭蓋内・眼球の内出血、<br>血腫 (脳挫傷を含む)             | 100 | —     | 30 | — | —   | —         | —         | —    | —  | —    | —  | —          |
| ・神経の損傷または断裂                             | 100 | 40    | 60 | — | 40  | —         | 40        | 40   | 30 | 40   | 30 | —          |
| ・脊髄の損傷または断裂                             | —   | —     | —  | — | 100 | —         | 100       | —    | —  | —    | —  | —          |
| ・臓器の損傷または破裂<br>(手術を伴うもの)<br>・眼球の損傷または破裂 | —   | —     | 60 | — | —   | 90        | —         | —    | —  | —    | —  | —          |
| ・臓器の損傷または破裂<br>(手術を伴わないもの)              | —   | —     | —  | — | —   | 55        | —         | —    | —  | —    | —  | —          |
| ・毒を持つ動物による<br>咬傷・刺傷 (注4)                | 10  | 10    | —  | — | 10  | 10        | 10        | 10   | 10 | 10   | 10 | 20         |
| ・熱中症・熱射病                                | —   | —     | —  | — | —   | —         | —         | —    | —  | —    | —  | 5          |
| ・有毒なガスまたは物質に<br>よる中毒症状 (注5)             | 10  |       |    |   |     |           |           |      |    |      |    |            |

(注1) お支払いする傷害部位・症状別保険金の額は、次の算式によります。

$$\text{お支払いする保険金の額} = \text{保険証券に記載の傷害部位・症状別保険金額} \times \text{上記支払率} (\%)$$

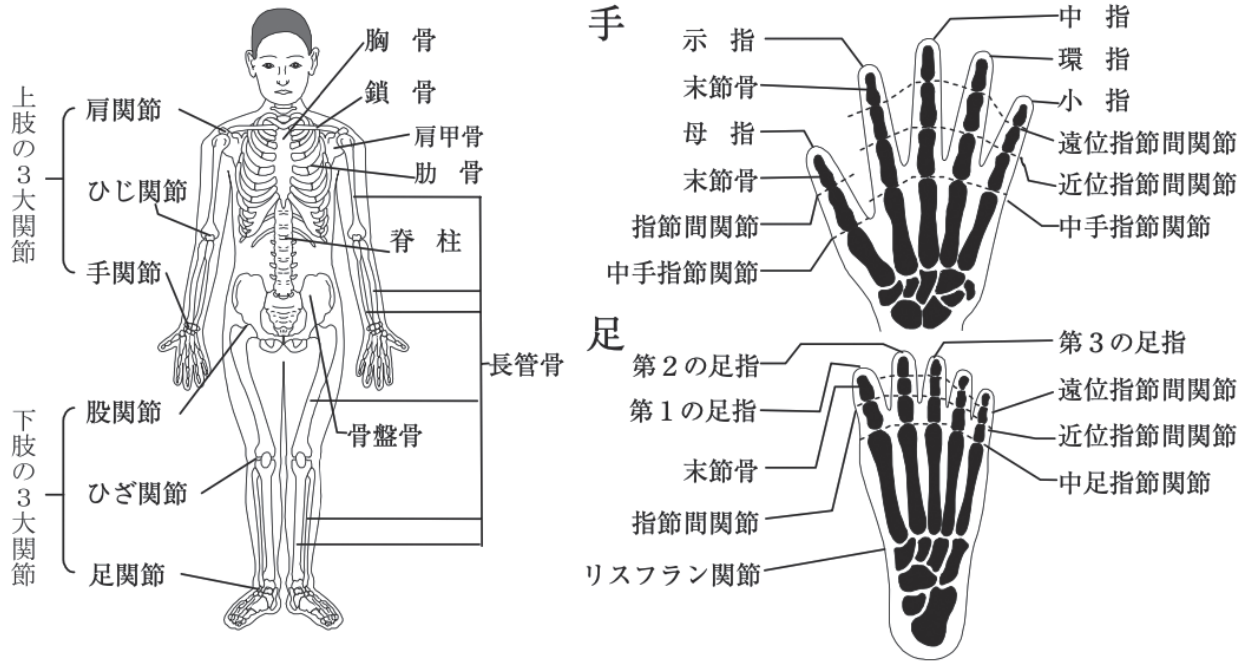
(注2) 同一の事故により被ったケガの部位・症状が上表の複数項目に該当する場合は、それぞれの項目のうち最も高い支払金額を適用します。

(注3) 上表の「全身」とは、同一の症状につき次の部位のうち3部位以上にわたるものをいいます。頭部、顔面部 (眼、歯は含まず)、頸部、胸部または腹部、背部または臀部、上肢、下肢。

(注4) 細菌、ウイルス、真菌、寄生虫等の病原体による感染症を除きます。

(注5) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生もしくは発症する中毒症状をいいます。この場合、部位にかかわらず10%とします。

(注6) 関節等の説明図



**第5条(他の身体の障害または疾病の影響)**

- (1) 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者が治療をさせなかったことにより第2条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

**第2章 基本条項**

**第6条(保険責任の始期および終期)**

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の0時(注)に始まり、末日の24時に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 当会社は、保険期間が始まった後であっても、保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

(注) 初日の0時

保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、初日のその時刻とします。

**第7条(保険責任のおよぶ地域)**

当会社は、日本国内(注)において、被保険者に第2条(保険金を支払う場合)に記載の支払事由またはその原因が発生した場合に、保険金を支払います。

(注) 日本国内

日本国の領土、領海、領空をいいます。

**第8条(告知義務)**

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注1)を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合は適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注2)

③ 保険契約者または被保険者が、支払事由またはその原因が発生する前に、告知事項につき、書面等をもって訂正を申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。

④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(4) (2)の規定による解除が支払事由またはその原因が発生した後になされた場合であっても、第17条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した支払事由またはその原因については適用しません。

(6) 当社は、保険契約締結の際に、事実の調査を行い、また、被保険者に対して当会社の指定する医師の診断を求めることができます。

(注1) 保険契約

事実を告げなかった事項または事実と異なることを告げた事項にかかわる条項に基づく保険契約に限り  
ます。

(注2) 事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合

当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

### 第9条(通知義務)

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

① 被保険者がこの保険契約の引受対象外の職業(注)に就く場合

② 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合

(2) 当社は、被保険者の職業に変更の事実が生じ、(1)①に該当した場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定による解除が支払事由またはその原因が発生した後になされた場合であっても、第17条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当社は、被保険者の職業に変更の事実が生じた時から解除がなされた時まで支払事由またはその原因が発生した場合は保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注) 引受対象外の職業

この保険契約を引受けることができない職業として、保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

### 第10条(契約内容の変更)

(1) 保険契約者は、第8条(告知義務)から前条まで以外の契約内容の変更をしようとする場合は、書面等をもってその旨を当会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。

(2) 当社が(1)の請求を承認した場合は、その契約内容の変更を行います。

(3) (2)の場合において、当社が書面等を受領するまでの間に支払事由またはその原因が発生した場合は、当社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、保険金を支払います。

### 第11条(保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合は、保険契約は無効とします。

### 第12条(保険契約の失効)

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合は、その事実が発生した時に保険契約はその効力を失います。

### 第13条(保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

### 第14条(保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当社に対する書面等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

### 第15条(重大事由による解除)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として支払事由またはその原因を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
  - ③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。
    - ア.反社会的勢力(注1)に該当すると認められること。
    - イ.反社会的勢力(注1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
    - ウ.反社会的勢力(注1)を不当に利用していると認められること。
    - エ.法人である場合において、反社会的勢力(注1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
    - オ.その他反社会的勢力(注1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
  - ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る当該保険金額(部位症状別保険金額)との合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
  - ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当社は、被保険者が(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注2)を解除することができます。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が支払事由またはその原因(注3)が発生した後になされた場合であっても、第17条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までまたは(2)の事由が生じた時から解除がなされた時まで支払事由またはその原因(注3)が発生した場合は、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (注1)反社会的勢力  
暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団との関係を有する企業もしくは団体等、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等またはその他これらに準ずる者と当会社が判断した団体もしくは個人
- (注2)保険契約  
その被保険者に係る部分に限ります。
- (注3)支払事由またはその原因  
(2)の規定による解除がなされた場合は、その被保険者が被った支払事由またはその原因をいいます。

#### 第16条(被保険者による保険契約の解除請求)

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約(注)を解除することを求めることができます。
- ① この保険契約(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
  - ② 保険契約者に、第15条(重大事由による解除)(1)①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
  - ③ 保険契約者が、第15条(1)③のいずれかに該当する場合
  - ④ 第3条(保険金を支払わない場合)(1)③に規定する事由が生じた場合
  - ⑤ ②から④までのほか、保険契約者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
  - ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- (2) 保険契約者は、被保険者から(1)に規定する解除請求があった場合は、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除しなければなりません。
- (3) (1)①の事由のある場合は、その被保険者は、(1)の規定にかかわらず当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。
- (4) (3)の規定によりこの保険契約(注)が解除された場合は、当社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。
- (注)保険契約  
その被保険者に係る部分に限ります。

**第17条(保険契約解除の効力)**

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

**第18条(保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更の場合)**

第8条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合(注)は、当会社は、次の短期料率を用いて返還保険料を計算します。ただし、同条(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除する場合を除きます。

なお、保険期間が1年に満たない場合は、当会社が別に定める方法により保険料を返還します。

計算方法は次のとおりです。

$$\text{返還保険料} = \text{契約保険料} \times (1 - \text{既経過期間に対応する短期料率})$$

ただし、 $\text{契約保険料} - \text{返還保険料} < \text{最低保険料}$  となる場合については、返還保険料は、 $\text{契約保険料} - \text{最低保険料}$  になります。

| 期間   | 7日まで | 15日まで | 1か月まで | 2か月まで | 3か月まで | 4か月まで | 5か月まで |
|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 短期料率 | 10%  | 15%   | 25%   | 35%   | 45%   | 55%   | 65%   |

| 期間   | 6か月まで | 7か月まで | 8か月まで | 9か月まで | 10か月まで | 11か月まで | 12か月まで |
|------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 短期料率 | 70%   | 75%   | 80%   | 85%   | 90%    | 95%    | 100%   |

(注)第8条(告知義務)により告げられた内容が事実と異なる場合

その事実を当会社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその訂正の申出がないときを含みます。

**第19条(保険料の取扱い－無効の場合)**

第11条(保険契約の無効)の規定により、この保険契約(注)が無効となる場合は、当会社は、保険料を返還しません。

(注)保険契約

普通保険約款およびこれに付帯される特約をいいます。

**第20条(保険料の取扱い－失効の場合)**

第12条(保険契約の失効)の規定により、この保険契約(注)が失効となる場合は、当会社は、保険料を返還します。

(注)保険契約

普通保険約款およびこれに付帯される特約をいいます。

**第21条(保険料の取扱い－取消しの場合)**

第13条(保険契約の取消し)の規定により、当会社がこの保険契約を取消した場合は、当会社は、保険料を返還しません。

**第22条(保険料の取扱い－解除の場合)**

(1) 当会社がこの保険契約を解除した場合または保険契約者がこの保険契約を解除した場合は、当会社は、第18条(保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更の場合)に従い保険料を返還します。

(2) 保険契約者がこの保険契約を解除したことに伴い、当会社が、この保険契約に付帯される特約の規定により保険料を請求した場合において、保険契約者が請求された保険料の支払を怠ったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を当会社が解除したものとすることができます。この場合の解除は、第14条(保険契約者による保険契約の解除)の規定による解除の効力が生じた日から将来に向かってのみその効力を生じます。

**第23条(事故発生時の義務)**

(1) 保険契約者または被保険者は、支払事由が発生したことを知った場合は、次の①から③に掲げる事故発生時の義務を履行しなければなりません。また、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその義務を怠り、当会社が損害を被った場合は、その損害額を差し引いて保険金を支払います。

① 事故発生の日時、場所および事故の概要を遅滞なく当会社に通知すること。

② 次の事項を遅滞なく、書面等で当会社に通知すること。

ア. 事故の状況および傷害の程度

イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がいる場合は、その者の住所および氏名

③ ①および②のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

- (2) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による通知もしくは説明について、事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合
  - ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)または(2)の規定による書類もしくは証拠について、事実を記載しなかった場合、事実と異なることを記載した場合または偽造もしくは変造した場合

#### 第24条(保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第2条(保険金を支払う場合)および第4条(傷害部位・症状別保険金の支払)の支払事由に該当したときからこれを行行使することができるものとします。なお、その際の保険金の受取人は、被保険者本人とします。
  - (2) 被保険者が保険金の内払を請求する場合は、当会社が承認した場合にかぎり、保険金の内払を行います。
  - (3) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、【別表3】に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
  - (4) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次のいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
    - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注1)
    - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族(注2)のうち3親等内の者
    - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者(注1)または②以外の親族(注2)のうち3親等内の者
  - (5) (4)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。
  - (6) 当会社は、事故の内容、傷害の程度、身体障害の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
  - (7) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
    - ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(6)の規定に違反した場合
    - ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)、(4)または(6)の書類に事実と異なる記載をした場合
    - ③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)、(4)または(6)の書類または証拠を偽造または変造した場合
- (注1) 配偶者  
普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (注2) 親族  
普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の親族に限ります。

#### 第25条(保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
  - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故または発病の原因、事故発生または発病の状況、傷害または損害発生の有無、および被保険者に該当する事実
  - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める事由に該当する事実の有無
  - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度または損害の額(注2)、支払事由とその原因との関係、治療の経過および内容
  - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、取消し、無効または失効の事由に該当する事実の有無
  - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害または損失について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めてそれぞれ下表に定める日数(注3)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

| 特別な照会または調査                                                     | 日数   |
|----------------------------------------------------------------|------|
| ア.(1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注4)       | 180日 |
| イ.(1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会        | 90日  |
| ウ.(1)③の事項のうち、傷害の程度または損害の額を確認するための、医療機関による診断または専門機関による審査等の結果の照会 | 120日 |
| エ.災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査    | 60日  |
| オ.(1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査          | 180日 |

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注5)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者が前条(3)および(4)またはこの保険契約に付帯される特約の保険金の請求の規定による手続きを完了した日をいいます。

(注2) 損害の額

保険価額を含みます。

(注3) それぞれ下表に定める日数

アからオまでの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注4) 照会

弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注5) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

## 第26条(代位)

当社が、傷害条項の規定に従い保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

## 第27条(時効)

保険金請求権は、保険金請求権発生の際の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

## 第28条(当社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当社は、事故発生時の義務の規定による通知または保険金の請求の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者または被保険者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書、または検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断または検案(注1)のために要した費用(注2)は、当社が負担します。

(注1) 検案

死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 費用

収入の喪失を含みません。

**第29条(保険金受取人が複数の場合の取扱い)**

- (1) この保険契約について、保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険金受取人を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

**第30条(契約年齢誤りの取扱い)**

保険契約申込書等に記載された契約者の契約年齢に誤りがあった場合(注)は、当会社は、この保険契約を無効とし、既に払い込まれた保険料の全額を保険契約者に返還します。

(注) 契約年齢に誤りがあった場合

保険期間の初日における実際の年齢が、当会社の定める引受対象年齢の範囲外の場合

**第31条(契約内容の登録)**

- (1) 当会社は、この保険契約締結の際、次の事項を協会(注)に登録することができるものとします。
- ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
  - ② 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
  - ③ 保険金受取人の氏名
  - ④ 保険金および被保険者の同意の有無
  - ⑤ 保険期間
  - ⑥ 当会社名
- (2) 各損害保険会社は、(1)の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を協会(注)に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。
- (3) 各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。
- (4) 協会(注)および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を、(1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等に当たる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。
- (5) 保険契約者または被保険者は、本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当会社または協会(注)に照会することができます。

(注) 協会

一般社団法人日本損害保険協会

**第32条(訴訟の提起)**

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

**第33条(準拠法)**

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

**【別表1】(傷害条項第3条(保険金を支払わない場合)(2)④の運動等)**

リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注1)操縦(注2)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注3)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注1) 航空機

グライダーおよび飛行船を除きます。

(注2) 操縦

職務として操縦する場合を除きます。

(注3) 超軽量動力機

モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。

## 【別表2】(傷害条項第3条(保険金を支払わない場合)(2)⑤の職業)

オートテスター(注1)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート(注2)競争選手、猛獣取扱者(注3)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(注4)、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

(注1) オートテスター

テストライダーをいいます。

(注2) モーターボート

水上オートバイを含みます。

(注3) 猛獣取扱者

動物園の飼育係を含みます。

(注4) ローラーゲーム選手

レフリーを含みます。

## 【別表3】(傷害条項第24条(保険金の請求)(3)の保険金請求書類)

保険金を請求する場合には、下記の書類のうち当社が求めるものを、当社所定の方法で提出するものとします。

|    |                                                                                       |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 保険金請求書                                                                                |
| 2  | 保険証券                                                                                  |
| 3  | 当社の定める事故内容報告書                                                                         |
| 4  | 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書                                                            |
| 5  | 診療報酬明細書、病院の領収書等                                                                       |
| 6  | 傷害または手術の内容を証明する医師の診断書または検案書                                                           |
| 7  | 当社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書                                            |
| 8  | 法定相続人の戸籍謄本(被保険者が死亡した場合の保険金受取人)                                                        |
| 9  | 保険金の請求を第三者に委任する場合は、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書                                           |
| 10 | その他当社が第25条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの |

## 2. 特約

## 【1】遭難搜索費用拡張補償特約

## 第1条(用語の定義)

本特約において、次の用語の定義は下表のとおりです。

| 用語 |      | 定義                                                                      |
|----|------|-------------------------------------------------------------------------|
| し  | 親族   | 6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。                                             |
| そ  | 搜索者  | 遭難した被保険者の搜索(注)に従事した者をいいます。<br>(注) 搜索または救助をいいます。                         |
|    | 遭難   | 自宅外での活動中に、生死にかかわるような危険にあうこと。または行方不明、迷子<br>をいいます。夜逃げ・失踪等自らの意思によるものを除きます。 |
| ゆ  | 行方不明 | 居場所、安否などがわからなくなっている状態をいいます。                                             |

## 第2条(保険金を支払う場合)

本特約において、普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)の「支払事由」とは、被保険者が日本国内において、自宅外での活動(注)中に遭難したことによって、被保険者またはその親族および法定代理人等が第3条(費用の範囲)に掲げる費用を負担したことをいい、当会社はその費用に対して、本特約および普通保険約款等の規定に従い、保険金を支払います。

(注) 普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合)(2)④【別表1】に掲げるものを除きます。

## 第3条(費用の範囲)

前条の費用とは、次に掲げるものをいいます。

- ① 被保険者の搜索・救助活動に従事した人の人件費、日当、装備費、交通費等に係る費用
- ② 被保険者の搜索・救助活動に従事した自動車、航空機、ドローン等の運航に係る費用

(注) 被保険者または被保険者の親族および法定代理人等が上記①②の費用を負担する日数は、救出もしくは搜索活動が連続的であるか断続的であるかにかかわらず、合計で14日間を限度とします。

## 第4条(保険金を支払わない場合)

当会社は、行方不明または遭難が発生した事由が、普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合)の規定に該当する場合には、遭難搜索費用拡張補償保険金を支払いません。

## 第5条(遭難の発生)

当会社は、被保険者の遭難が明らかでない場合において、被保険者が帰宅予定日の翌日午前0時以降48時間を経過しても帰宅しなかったときは、保険契約者または被保険者の親族および法定代理人等が次に掲げるもののいずれかに対し、その被保険者の搜索を依頼したことをもって、遭難が発生したものとみなします。ただし、夜逃げ・失踪等自らの意思によるものを除きます。

- ① 警察、消防団その他の公的機関等
- ② その被保険者の所属する山岳会、またはその他の山岳会、マリンスポーツ団体、またはその他のスポーツ団体、自治会等
- ③ 民間の搜索隊または遭難救助隊

## 第6条(事故の通知)

(1) 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の遭難を被った場合は、保険契約者、被保険者または被保険者の親族あるいは保険金を受け取るべき者は、その原因となった遭難の発生の日からその日を含めて30日以内に次の事項を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

- ① 遭難発生の日時、場所
- ② 遭難時の概要および搜索の状況

(2) 保険契約者、被保険者または被保険者の親族あるいは保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

**第7条(被保険者が死亡した場合の保険金受取人)**

当会社は、被保険者が死亡して発見された場合または第2条(保険金を支払う場合)の費用を搜索者に対して支払う前に死亡した場合は、その被保険者の法定相続人のうち、その費用を負担した者に対し保険金を支払います。その被保険者に法定相続人のない場合には、その者に代わって費用を負担した者に対し保険金を支払います。

**第8条(当会社が支払う保険金の額)**

当会社が支払うべき保険金の額は、1保険期間中において、遭難搜索費用拡張補償における追加費用保険金と合わせて保険証券記載の額をもって限度とします。

**第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)**

第2条(保険金を支払う場合)の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が第3条(費用の範囲)に掲げる費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合  
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合  
第3条(費用の範囲)の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

**第10条(保険金の請求)**

- (1) 本特約に係る保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者または被保険者の親族および法定代理人等が第2条(保険金を支払う場合)に基づく費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または被保険者の親族および法定代理人等が保険金の支払を請求する場合は、下記の表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

(保険金請求書類)

|   |                                                                                          |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 保険金請求書                                                                                   |
| 2 | 保険証券                                                                                     |
| 3 | 遭難が発生したことおよび搜索活動が行われたことを証明する書類                                                           |
| 4 | 第2条(保険金を支払う場合)に規定する救出もしくは搜索活動に要した費用等の支出明細書およびその支出を証明する書類                                 |
| 5 | 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)                                       |
| 6 | その他当会社が普通保険約款第25条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの |

**第11条(代位)**

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)の費用が生じたことにより保険契約者または被保険者あるいは被保険者の親族および法定代理人等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
  - ① 当会社が費用の全額を保険金として支払った場合  
被保険者または被保険者の親族および法定代理人等が取得した債権の全額
  - ② ①以外の場合  
被保険者または被保険者の親族および法定代理人等が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者または被保険者の親族および法定代理人等が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者あるいは保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)および(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

**第12条(普通保険約款との関係)**

本特約については、普通保険約款第15条(重大事由による解除)(2)および(3)を次のとおり読み替え、(4)を追加して本特約に適用します。

「(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。

① 被保険者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

② 第2条(保険金を支払う場合)の費用に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③アからオまでのいずれかに該当すること。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1)または(2)の規定による解除が、費用の発生した後になされた場合であっても、第17条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故による費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者に生じた費用については適用しません。」

**第13条(準用規定)**

本特約に定めのない事項については、本特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

**【2】遭難搜索費用拡張補償における追加費用補償特約****第1条(用語の定義)**

本特約において、次の用語の定義は下表のとおりです。

| 用語    | 定義                                                                  |
|-------|---------------------------------------------------------------------|
| き 救援者 | 被保険者の搜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族および法定代理人等をいいます。                  |
| け 現地  | 保険事故発生地、被保険者の収容地または被保険者の勤務地をいいます。                                   |
| し 親族  | 6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。                                         |
| そ 遭難  | 自宅外での活動中に、生死にかかわるような危険にあうこと。または行方不明、迷子をいいます。夜逃げ・失踪等自らの意思によるものを除きます。 |

**第2条(本特約の適用条件)**

本特約は、この保険契約に遭難搜索費用拡張補償特約が付帯されており、かつ、保険証券に本特約を付帯する旨記載されている場合に適用します。

**第3条(保険金を支払う場合)**

本特約において、普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)の「支払事由」とは、被保険者が日本国内において自宅外での活動(注)中に遭難したことによって、被保険者または被保険者の親族および法定代理人等が第5条(費用の範囲)に掲げる費用を負担したことをいい、当会社はその費用に対して、本特約および普通保険約款等の規定に従い、保険金を支払います。

(注) 普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合)(2)④【別表1】に掲げるものを除きます。

**第4条(保険金を支払わない場合)**

当会社は、被保険者の遭難が、普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合)および遭難搜索費用拡張補償特約第4条(保険金を支払わない場合)に掲げる事由に該当する場合は、遭難搜索費用拡張補償における追加費用補償保険金を支払いません。

**第5条(費用の範囲)**

第3条(保険金を支払う場合)の費用とは、次に掲げるものをいいます。

## ① 交通費

救援者が、現地に赴くために利用する公共交通機関等の1往復分の運賃をいい、救援者2名分を限度とします。

## ② 宿泊施設の客室料

現地および現地までの行程において救援者が利用した宿泊施設の客室料をいい、救援者2名分、かつ、14日分を限度とします。

## ③ 諸雑費

救援者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費をいい、3万円を限度とします。

**第6条(保険金の支払額)**

(1) 当会社は、第3条(保険金を支払う場合)の費用のうち、社会通念上妥当な範囲で、かつ、同等の遭難において通常負担する費用相当額(注)についてのみ保険金を支払います。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者が第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた金額に対しては、保険金を支払いません。

(注) この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。

(2) (1)の規定にかかわらず、遭難搜索費用拡張補償特約により保険金を支払うべき費用(注)については、当会社は、重複して保険金は支払いません。

(注) 遭難搜索費用拡張補償特約第2条(保険金を支払う場合)に規定する費用をいいます。

**第7条(保険金の支払限度額)**

当会社が本特約で定める保険金の支払額は、1保険期間を通じ保険証券記載の額を限度とします。

**第8条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)**

第5条(費用の範囲)の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が第6条(保険金の支払額)の費用の額を超えるとときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合  
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合  
第3条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

**第9条(保険金の請求)**

- (1) 本特約に係る保険金の当会社に対する保険金請求権は、保険契約者、被保険者または被保険者の親族および法定代理人等が第3条(保険金を支払う場合)および第5条(費用の範囲)の費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

(保険金請求書類)

|   |                                                                                          |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 保険金請求書                                                                                   |
| 2 | 保険証券                                                                                     |
| 3 | 遭難が発生したことおよび捜索活動が行われたことを証明する書類                                                           |
| 4 | 保険金の支払を請求する第5条(費用の範囲)①から③までに掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類                      |
| 5 | 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)                                       |
| 6 | その他当会社が普通保険約款第25条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの |

**第10条(代位)**

- (1) 第3条(保険金を支払う場合)の費用が生じたことにより保険契約者、被保険者または被保険者の親族および法定代理人等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
  - ① 当会社が費用の全額を保険金として支払った場合  
保険契約者、被保険者または被保険者の親族および法定代理人等が取得した債権の全額
  - ② ①以外の場合  
保険契約者、被保険者または被保険者の親族および法定代理人等が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに保険契約者、被保険者または被保険者の親族および法定代理人等が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)および(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

**第11条(準用規定)**

本特約に定めのない事項については、本特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款および遭難捜索費用拡張補償特約の規定を準用します。

**[3] 法律相談費用等補償特約****第1条(用語の定義)**

本特約において、次の用語の定義は下表のとおりです。

| 用語        | 定義                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| そ 損害賠償請求者 | 被保険者に対して損害賠償を請求した者をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| ひ 被害      | 被保険者の行為により第三者が被った身体・財物等の被害。<br>ただし、同一の原因から生じた一連の被害は、一つとみなし、最初の被害が発生した時にすべての被害が発生したものと同みなします。                                                                                                                                                                                                                                    |
| ほ 法律相談    | 法律上の損害賠償請求に関する次の行為をいいます。<br>① 弁護士が行う法律相談(注)<br>② 司法書士が行う次の行為<br>ア. 司法書士法第3条第1項第5号および同項第7号に定める相談(注)<br>イ. 司法書士法第3条第1項第2号および同項第4号に定める書類の作成<br>③ 行政書士が行う次の行為<br>ア. 行政書士法第1条の3第1項第4号に定める相談(注)<br>イ. 行政書士法第1条の2および第1条の3第1項第3号に定める書類の作成<br>(注) 口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成<br>もしくは連絡等、一般的にその資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当である行為を含みます。 |
| 法律相談費用    | 法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に対して、当会社の承認を得て支出する費用をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 保険金請求権者   | 法律相談費用を負担した次のいずれかに該当する者をいいます。<br>① 被保険者。ただし、被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として。<br>② 被保険者の父母、配偶者または子                                                                                                                                                                                                                                       |

**第2条(本特約の適用条件)**

本特約は、保険証券に本特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

**第3条(保険金を支払う場合)**

本特約において、普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)の「支払事由」とは、被保険者の行為(注)に原因があるとして、被保険者が法律上の損害賠償を求められたことにより、保険金請求権者があらかじめ当会社の承認を得て法律相談を行う場合に、その対価として、弁護士に支出する費用を負担したことをいいます。

当会社は被保険者が損害賠償を求められたことを知った日から、その日を含めて3年以内に保険金請求権者が法律相談を開始した場合に限り、本特約および普通保険約款等の規定に従い、保険金を支払います。

(注) 被保険者による、日本国内での自宅外活動中の行為に限ります。

**第4条(保険金を支払わない場合)**

(1) 当会社は、普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合)に該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害賠償に対する、法律相談費用保険金を支払いません。

① 被保険者の故意または重大な過失により、第三者の損害(注1)が拡大したと認められるとき

② 被保険者が次のいずれかに該当する間に救援・救助を行っていた場合

ア. アルコールの影響で正常な歩行ができない恐れがある状態

イ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(注2)、シンナー等の影響がある状態

(注1) 損害

身体の傷害に限ります。

(注2) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。

(2) 被保険者が、前項に規定する損害賠償の請求者である場合

(3) 保険金請求権者が負担した社会通念上不当な損害賠償請求にかかわる法律相談の費用

(4) 損害賠償請求者以外の者から、被保険者が予め使用・管理を任されていた財物に関する費用

(5) 第3条(保険金を支払う場合)(1)に規定する損害賠償請求と、それ以外の事故に関する損害賠償請求を同時に  
行う場合の法律相談の費用

- (6) 被保険者に適用される他の保険契約の保険者に対する損害賠償請求またはこれに係る法律相談の費用  
 (7) 被保険者による車両の所有、使用、管理および運航に起因する法律相談費用

### 第5条(支払保険金の計算)

当会社が支払うべき法律相談費用保険金の額は、次の算式により算出した額とします。ただし、1保険期間を通じて合計で20万円を限度とし、相談費用については1時間あたりの単価2万円(税込)を超えないものとします。また、1時間未満の相談については、1時間とみなします。

|                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| $\text{費用保険金} = \frac{\text{実際にかかった請求費用(税込)}}{\text{請求費用(税込)}} \leq \text{【実際の相談時間} \times \text{2万円(税込)】 または 20万円(税込)のいずれか小さい方}$ |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 第6条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第3条(保険金を支払う場合)の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が第3条の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合  
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合  
第3条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

### 第7条(一連の損害賠償請求)

同一の事故を理由として行われた一連の損害賠償請求は、損害賠償請求が行われた時もしくは場所または損害賠償請求の相手方の数等にかかわらず、一つの損害賠償請求とみなします。この場合において、最初の損害賠償請求が行われた時にすべての損害賠償請求が行われたとみなします。

### 第8条(重大事由による解除の特則)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、本特約のその被保険者に係る部分を解除することができます。
  - ① 保険金請求権者が、普通保険約款第15条(重大事由による解除)(1)③アからオまでのいずれかに該当すること。
  - ② 損害賠償請求者が被った被害について、保険金請求権者が法律相談費用を負担したことによって生じた損害に対して支払う保険金について、その保険金請求権者が、普通保険約款第15条(重大事由による解除)(1)③アからオまでのいずれかに該当すること。
- (2) (1)の規定による解除が損害賠償請求の発生した後になされた場合であっても、(1)①または②の事由が該当する場合は、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (3) (1)の規定により、当会社が本特約のその被保険者に係る部分を解除した場合には、保険料を返還しません。

### 第9条(保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、法律相談費用が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 保険金請求権者が本特約の規定に基づき法律相談費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第24条(保険金の請求)(3)および(4)に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えて当会社に提出しなければなりません。ただし、当会社は、次の①から③以外の書類の提出を求めることまたは提出書類の一部の省略を認めることがあります。
  - ① 当会社の定める事故報告書
  - ② 法律相談の日時、所要時間および内容についての書類
  - ③ 弁護士費用または法律相談費用の内容を証明する書類
- (3) 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく(2)の規定に違反した場合または(2)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて法律相談費用保険金を支払います。

### 第10条(法律相談を行う場合の被保険者の義務)

第3条(保険金を支払う場合)に該当する事由により、法律相談を行おうとする場合は、被保険者は、あらかじめ当会社の承認を得なければなりません。

### 第11条(支払保険金の返還)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、保険金請求権者に支払った保険金の返還を求めることができます。
- ① 弁護士、司法書士または行政書士への委任の取消等により保険金請求権者が支払った法律相談費用の返還を受けた場合
  - ② 保険金請求権者が提起した訴訟の判決に基づき、保険金請求権者が賠償義務者からその訴訟に関する弁護士費用等の支払を受けた場合で、次のイの額がアの額を超過するとき
    - ア. 保険金請求権者がその訴訟について弁護士または司法書士に支払った費用の全額
    - イ. 判決で認定された弁護士費用の額と当会社が本特約の規定により既に支払った法律相談費用保険金の合計額
- (2) (1)の規定により当会社が返還を求める法律相談費用保険金の額は、次の①および②のとおりとします。
- ① (1)①の場合は返還された法律相談費用の金額。ただし、本特約の規定により支払われた法律相談費用保険金の額を限度とします。
  - ② (1)②の場合は超過額に相当する金額。ただし、本特約の規定により支払われた法律相談費用保険金の額を限度とします。

### 第12条(準用規定)

本特約に定めのない事項については、本特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

## 【4】保険料一括払特約（コンビニエンスストア決済または銀行振込の場合の特則付き）

## 第1条（用語の定義）

本特約において、次の用語の定義は下表のとおりです。

| 用語       | 定義                                                                                    |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| か 会員規約等  | 電子決済サービスを提供する者（以下「決済サービス会社」といいます。）との間で締結した会員規約等をいいます。                                 |
| せ 責任の開始日 | 当会社が保険契約上の責任（保険金・見舞金の支払いなど）を開始する時期をいいます。責任開始は単に申込を行ったときではなく、当会社に保険料の払込みがあったときからとなります。 |
| で 電子決済   | 当会社が別途定める提携事業者が提供する、インターネットその他の電子的方法により利用可能な決済サービス（クレジットカード決済、特定の電子マネー等による決済を含みます。）   |

## 第2条（保険料の払込み）

保険契約者は、当会社が指定する払込期日までに、保険料を一括して払い込むものとします。

## 第3条（保険料の払込方法－電子決済）

(1) 保険契約者は、次に定める条件をいずれも満たす場合は、保険料を電子決済の方法により払い込むこととします。

- ① 保険契約者から電子決済による保険料払込みの申出があった場合
- ② 当会社が①の申出を承認した場合

(2) (1)の場合、当会社は、次の①または②の方法で確認を行ったことを持って、保険料の払込みがあったものとみなします。

- ① クレジットカード払いの場合：当会社が、クレジットカード発行会社に対し、使用されるクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を完了した時点
- ② クレジットカード払い以外の場合：保険契約者の当該電子決済のサービス画面において決済完了の表示がなされた時点

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(2)の規定は適用しません。

- ① 当会社が決済サービス会社から(2)の保険料を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従い電子決済を使用し、決済サービス会社に対してその保険料の全額を既に支払っている場合を除きます。
- ② 会員規約等に定める手続きが行われない場合

(4) 当会社は、(3)①の保険料を領収できない場合は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、決済サービス会社に対してその保険料を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料について保険契約者に請求できないものとします。

(5) 保険契約者が会員規約等に従い、電子決済を使用した場合において、(4)の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、(3)の規定にかかわらず、(2)の規定を適用します。

## 第4条（コンビニエンスストア決済または銀行振込の場合の特則）

(1) 第3条（保険料の払込方法－電子決済）の規定にかかわらず、次に定める条件を満たす場合は、保険契約者は、保険料をコンビニエンスストア決済または銀行振込の方法により払い込むことができるものとします。

- ① 保険契約者から申出があった場合
- ② 当会社が①の申出を承認した場合

(2) (1)の場合、保険契約者は、当会社ウェブサイトの保険契約画面に示される手順に従い、当会社の指定する銀行口座に、保険契約の始期日までに、保険料の全額を払い込むこととします。

(3) (1)により保険料を払い込む場合は、当会社は、保険契約者がコンビニエンスストアまたは銀行の窓口あるいは専用端末で払込みを行った時点で保険料の払込みがあったものとみなします。

(4) 当会社は、保険契約者から保険料相当額を領収できない場合は、(3)の規定は適用しません。ただし、(2)または第3条（保険料の払込方法－電子決済）の方法により、保険契約者が本特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。

## 第5条（保険契約の更新に関する特則）

この保険契約に「保険契約の更新に関する特約」が付帯されている場合は、保険契約者は、第3条（保険料の払込方法－電子決済）または第4条（コンビニエンスストア決済または銀行振込の場合の特則）に定める方法によって、更新契約の保険料を当会社指定の払込期日までに払い込まなければなりません。

### 第6条(保険料不払の場合の免責)

保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、普通保険約款第6条(保険責任の始期および終期)(3)の規定を適用します。

### 第7条(保険料不払の場合の解除)

- (1) 保険契約者が当会社指定の払込期日までに、保険料の払込みを行わなかった場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (2) (1)の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料があるときは、別に定めるところに従い、保険料を返還します。

### 第8条(返還保険料の取扱い)

当会社が、普通保険約款第18条(保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更の場合)の規定により、保険契約者に対して保険料を返還する場合において、当会社は、返還保険料の全額を一括して、当会社の定める日に、保険契約者の指定する銀行口座への振込みによって返還することができるものとします。

### 第9条(準用規定)

本特約に定めのない事項については、本特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

**【5】保険料の口座振替に関する特約****第1条(用語の定義)**

本特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語      | 定義                                |
|---------|-----------------------------------|
| 指定口座    | 保険契約者の指定する口座をいいます。                |
| 保険料     | 保険料全額をいいます。                       |
| 保険料払込期日 | 保険証券記載の払込期日をいいます。                 |
| 提携金融機関  | 当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。 |

**第2条(特約の適用)**

- (1) 本特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ保険料を口座振替の方法により払い込むことについての合意がある場合に適用されます。
- (2) 本特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用します。
  - ① 保険契約締結の時に、指定口座が、提携金融機関に設定されていること。
  - ② この保険契約の締結および保険契約者から当会社への損害保険料口座振替依頼書の提出が、保険期間の初日の前日までになされていること。

**第3条(保険料の払込み)**

- (1) 保険料の払込みは、保険料払込期日に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
- (2) 保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当会社は、保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、保険料払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。
- (4) 保険契約者が、保険料払込期日までにその払込みを怠った場合において、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、保険料払込期日の属する月の翌月の応当日をその保険料払込期日とみなして本特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

**第4条(保険料払込み前の事故)**

- (1) 保険料払込期日に保険料の払込みがない場合は、保険契約者は、保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社の指定した場所に払い込まねばなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末までに保険料を払い込んだ場合は、本特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) 保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末までに保険料の払込みを怠った場合において、その払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「保険料払込期日の属する月の翌月末」とあるのを「保険料払込期日の属する月の翌々月の25日」と読み替えて本特約の規定を適用します。
- (4) (2)の規定により、被保険者が、保険料払込み前の事故について保険金の支払を受ける場合は、その支払を受ける前に、保険契約者は保険料を当会社に払い込まねばなりません。

**第5条(解除－保険料不払の場合)**

- (1) 当会社は、保険料払込期日の属する月の翌月末までに保険料の払込みがない場合は、この保険契約を解除することができます。
- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。この場合の解除は保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

### 【6】保険料支払に関する特約

#### 第1条(保険料の払込み)

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むものとします。

#### 第2条(保険料領収前の事故)

当社は、保険期間が始まった後であっても、保険契約者が前条の規定に従い保険料を払い込まない場合において、次の①または②のいずれかに該当するときは、保険金を支払いません。

- ① この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が被保険者に発生していたとき。
- ② この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中にこの保険契約で定める保険金支払事由が被保険者に生じていたとき。

#### 第3条(保険料不払の場合の保険契約の解除)

当社は、保険契約者が第1条(保険料の払込み)の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

#### 第4条(保険契約解除の効力)

前条の規定による解除の効力は、保険期間の初日に遡及してその効力を生じます。

**【7】保険契約の更新に関する特約（自動更新）****第1条（用語の定義）**

本特約において、次の用語の定義は下表のとおりです。

| 用語         | 定義                                   |
|------------|--------------------------------------|
| こ 更新後契約    | 第2条（保険契約の更新）（1）の規定により更新される保険契約をいいます。 |
| し 自動更新後契約  | 第3条（更新後契約の内容）の規定により更新された契約をいいます。     |
| 書面等        | 書面または当会社の定める通信方法をいいます。               |
| せ 制度または料率等 | 傷害保険普通保険約款、特約、保険引受に関する制度、保険料率等をいいます。 |
| つ 通知締切日    | 保険期間終了の7日前をいいます。                     |
| ま 満期日      | この保険契約の保険期間が満了する日をいいます。              |

**第2条（保険契約の更新）**

- （1）保険期間終了の7日前までに、当会社または保険契約者のいずれか一方から別段の意思表示がない場合は、この保険契約は次項に定める内容で更新されるものとします。
- （2）更新後契約の保険期間の初日は、既契約の満期日の24時とします。
- （3）（1）の規定によりこの保険契約が更新された場合は、当会社は、更新した保険証券をインターネット等の通信手段により交付します。

**第3条（更新後契約の内容）**

- （1）この保険契約は、通知締切日と同一の内容にて更新されるものとします。
- （2）当会社が制度または料率等を改定（注1）した場合は、次に定めるところによります。
  - ① 当会社は、自動更新後契約には、保険期間の初日における制度または料率等を適用するものとします。
  - ② 当会社は、自動更新後契約には、この保険契約に適用されている普通保険約款または付帯されている特約と内容の全部または一部を同じくする他の普通保険約款を適用し、または特約を付帯することがあります。
- （3）（2）に該当する場合は、当会社は、満期日以前の当会社所定の日までに、その変更の内容または変更がある旨を、継続通知（注2）により通知します。

**（注1）改定**

普通保険約款または特約の新設または廃止、名称の変更、内容の変更、適用条件の変更等を含みます。

**（注2）継続通知**

保険契約者に対する書面等をいいます。

**第4条（更新後契約の保険料の払込み）**

被保険者は、更新後契約の保険料を、当会社指定の払込期日までに一括して払い込まなければなりません。

**第5条（保険料不払の場合の免責）**

保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、普通保険約款第6条（保険責任の始期および終期）（3）の規定を適用します。

**第6条（保険料不払の場合の解除）**

- （1）当会社は、第4条（更新後契約の保険料の払込み）の払込期日までに保険料の払込みがない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- （2）（1）の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料があるときは、普通保険約款第22条（保険料の取扱い－解除の場合）の規定に従い、保険料を返還します。

**第7条（更新後契約の告知義務）**

- （1）第2条（保険契約の更新）（1）の規定によりこの保険契約を更新する場合において、次のいずれかに該当するときは、保険契約者または被保険者は、その旨を当会社に告げなければなりません。
  - ① 保険契約申込書等に記載した事項のうち普通保険約款および特約に共通する用語の定義に定める告知事項に該当する事項に変更があったとき。
  - ② この保険契約の普通保険約款および付帯された他の特約の規定により当会社に通知すべき事項が生じたとき。
- （2）（1）の告知については、更新後契約の普通保険約款第8条（告知義務）の規定を適用します。

### 第8条(普通保険約款との関係)

本特約については、普通保険約款第31条(契約内容の登録)の「保険契約の締結の際」を「保険契約更新の際」に読み替えて適用するものとします。

### 第9条(対象となる契約の保険期間)

保険期間が1年未満の契約の場合は、本条の規定は適用しません。

### 第10条(準用規定)

本特約に定めのない事項については、本特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

**【8】インターネット特約****第1条(用語の定義)**

本特約において、次の用語の定義は下表のとおりです。

| 用語 |         | 定義                            |
|----|---------|-------------------------------|
| け  | 契約情報画面  | 契約情報入力画面および契約情報確認画面をいいます。     |
| つ  | 通信手段    | インターネットその他の情報処理機器等の通信手段をいいます。 |
| も  | 申込意思の表示 | 当会社に対する保険契約申込みの意思の表示をいいます。    |

**第2条(保険契約の申込み)**

- (1) 当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、通信手段を媒介として、申込意思の表示を行うことにより保険契約の申込みをすることができるものとします。
- (2) (1)の規定を適用する場合は、当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、インターネットの専用ホームページにおいて、次の手続きを行うものとします。
- ① 契約情報入力画面に定められた必要な事項を入力すること。
  - ② 契約情報確認画面に明示された内容を確認し、また、その内容に同意したうえで、契約情報画面を当会社へ送信すること。
- (3) (2)の規定により当会社が申込意思の表示を受けた場合は、当会社は、保険契約引受の可否を審査し、引受を行うものについては、契約承認画面を保険契約者に明示します。

**第3条(契約情報画面が送信されない場合の取扱い)**

当会社に、保険契約者から契約情報画面が送信されない場合は、この保険契約は成立しないものとします。

**第4条(当会社への通知)**

保険契約者または被保険者は、契約内容の変更等について、その手続きを通信手段により行うことができます。ただし、当会社が通信手段により手続きが可能な事項として通信手段を介して明示した契約内容の変更等に限りです。

**第5条(準用規定)**

本特約に定めのない事項については、本特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

**【9】被保険者の範囲(家族型)に関する特約****第1条(用語の定義)**

本特約において、次の用語の定義は下表のとおりです。

| 用語       | 定義                          |
|----------|-----------------------------|
| か 家族     | 第2条(被保険者の範囲)(1)に該当する者をいいます。 |
| さ 記名被保険者 | 保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。 |

**第2条(被保険者の範囲)**

- (1) 当社は、本特約により、普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)における被保険者を、記名被保険者およびその同居の親族とします。
- (2) (1)の被保険者またはその配偶者との続柄は、支払事由の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

**第3条(当社の責任限度額)**

当社が本特約に基づき支払うべき保険金の額は、1保険期間を通じ保険証券に記載の額をもって限度とします。本特約の保険金額について、保険証券に記載がない場合については1,500万円を限度とします。

**第4条(個別適用)**

本特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって第3条(当社の責任限度額)に規定する保険金額が増額されるものではありません。

**第5条(記名被保険者である被保険者に係る部分の解除の特則)**

- (1) 第8条(重大事由による解除に関する特則)により読み替えられた普通保険約款第15条(重大事由による解除)(2)④の規定により記名被保険者である被保険者に係る部分の解除が行われた場合、記名被保険者から同第16条(被保険者による保険契約の解除請求)(2)に規定する解除があった場合、または記名被保険者により同第16条(3)の規定による解除請求があった場合は、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。
- ① 家族のうち新たに記名被保険者となる者の同意を得て、記名被保険者をその者に変更すること。
  - ② この保険契約を解除すること。
- (2) 第8条(重大事由による解除に関する特則)により読み替えられた普通保険約款第15条(重大事由による解除)(2)④の規定により記名被保険者である被保険者に係る部分の解除が行われた場合または同第16条(被保険者による保険契約の解除請求)(3)の規定により記名被保険者が解除を行った場合であっても、(1)の手続きが行われるまでの間、第2条(被保険者の範囲)(1)および(2)の規定の適用は、その記名被保険者またはその配偶者との続柄および同居または別居の別によるものとします。

**第6条(保険料の取扱い－解除の場合)**

- (1) 第5条(記名被保険者である被保険者に係る部分の解除の特則)(1)②の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合、または第8条(重大事由による解除に関する特則)により読み替えられた普通保険約款第15条(重大事由による解除)(2)①または③の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合は、当社は、別に定めるところに従い保険料を返還します。
- (2) 普通保険約款第16条(被保険者による保険契約の解除請求)(2)の規定により、記名被保険者以外の被保険者について、保険契約者がこの保険契約(注)を解除した場合は、当社は保険料を返還しません。
- (3) 普通保険約款第16条(被保険者による保険契約の解除請求)(3)の規定により、被保険者がこの保険契約(注)を解除した場合は、当社は保険料を返還しません。

(注) 保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

**第7条(普通保険約款の読み替え)**

本特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第9条(通知義務)(1)①の規定中「被保険者」とあるのは「記名被保険者」
- ② 第12条(保険契約の失効)の規定中「被保険者が死亡した場合は」とあるのは「被保険者が死亡し、第2条(被保険者の範囲)に規定する被保険者がいなくなった場合は」

### 第8条(重大事由による解除に関する特則)

当会社は、普通保険約款第15条(重大事由による解除)(2)、(3)および(注2)から(注3)までの規定を次のとおり読み替えて、本特約に適用します。

「(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注2)を解除することができます。

① 記名被保険者が、(1)③のアからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

② 記名被保険者以外の被保険者が、(1)③のアからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

(3) (1) または (2) の規定による解除が支払事由またはその原因(注3)が発生した後になされた場合であっても、第17条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までまたは(2)①から②までのいずれかの事由が生じた時から解除がなされた時までには支払事由またはその原因(注3)が発生した場合は、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注2) 保険契約

(2) ②の事由がある場合は、その被保険者に係る部分に限ります。

(注3) 支払事由またはその原因

(2) ②の規定による解除がなされた場合は、その被保険者に生じた支払事由またはその原因をいいます。」

### 第9条(準用規定)

本特約に定めのない事項については、本特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

**【10】被保険者の範囲(グループ型)に関する特約(明細付契約)****第1条(用語の定義)**

本特約において、次の用語の定義は下表のとおりです。

| 用語       | 定義                                        |
|----------|-------------------------------------------|
| き 記名被保険者 | 保険証券の記名被保険者欄または付属の被保険者明細書に記載されている者をいいます。  |
| ほ 保険契約者  | 記名被保険者全員から本特約を申込み同意を得て、全員の保険料を払い込む者をいいます。 |
| め 明細付契約  | この保険の加入において、複数の被保険者を一つの保険証券でまとめる方式をいいます。  |

**第2条(被保険者の範囲)**

当社は、本特約により、普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)における被保険者を、保険証券もしくは付属の被保険者明細書に記載された記名被保険者とします。

**第3条(保険金を支払う場合)**

当社は、保険証券に記載の記名被保険者が、普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)に規定する傷害等を被った場合に保険金を支払います。

**第4条(当社の責任限度額)**

当社が本特約に基づき支払うべき保険金の額は、すべての記名被保険者について同一とし、1保険期間を通じ保険証券に記載の額をもって限度とします。

**第5条(個別適用)**

本特約の規定は、それぞれの記名被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって第4条(当社の責任限度額)に規定する保険金額が増額されるものではありません。

**第6条(保険責任の始期および終期)**

当社の保険責任は、普通保険約款第6条(保険責任の始期および終期)の規定に従い、保険期間の初日の0時に始まり、末日の24時に終わります。

**第7条(記名被保険者である被保険者に係る部分の解除の特則)**

第10条(重大事由による解除に関する特則)により読み替えられた普通保険約款第15条(重大事由による解除)(2)④の規定により記名被保険者である被保険者に係る部分の解除が行われた場合、記名被保険者から同第16条(被保険者による保険契約の解除請求)(2)に規定する解除があった場合、または記名被保険者により同第16条(3)の規定による解除請求があった場合は、当社は、当該記名被保険者の契約を解除し、新たな記名被保険者の追加を行いません。

**第8条(保険料の取扱い－解除の場合)**

- (1) 第7条(記名被保険者である被保険者に係る部分の解除の特則)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合、または第10条(重大事由による解除に関する特則)により読み替えられた普通保険約款第15条(重大事由による解除)(2)①または③の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合は、当社は、別に定めるところに従い保険料を返還します。
- (2) 普通保険約款第16条(被保険者による保険契約の解除請求)(2)の規定により、記名被保険者以外の被保険者について、保険契約者がこの保険契約(注)を解除した場合は、当社は保険料を返還しません。
- (3) 普通保険約款第16条(被保険者による保険契約の解除請求)(3)の規定により、被保険者がこの保険契約(注)を解除した場合は、当社は保険料を返還しません。

(注) 保険契約

その被保険者に係る部分にかざります。

**第9条(普通保険約款の読み替え)**

本特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第9条(通知義務)(1)①の規定中「被保険者」とあるのは「記名被保険者」
- ② 第12条(保険契約の失効)の規定中「被保険者が死亡した場合は」とあるのは「被保険者が死亡し、第2条(被保険者の範囲)に規定する被保険者がいなくなった場合は」

### 第10条(重大事由による解除に関する特則)

当社は、普通保険約款第15条(重大事由による解除)(2)、(3)および(注2)から(注3)までの規定を次のとおり読み替えて、本特約に適用します。

「(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注2)を解除することができます。

- ① 記名被保険者が、(1)③のアからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ② 記名被保険者以外の被保険者が、(1)③のアからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

(3) (1)または(2)の規定による解除が支払事由またはその原因(注3)が発生した後になされた場合であっても、第17条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までまたは(2)①から②までのいずれかの事由が生じた時から解除がなされた時までには支払事由またはその原因(注3)が発生した場合は、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注2)保険契約

(2)②の事由がある場合は、その被保険者に係る部分に限ります。

(注3)支払事由またはその原因

(2)②の規定による解除がなされた場合は、その被保険者に生じた支払事由またはその原因をいいます。」

### 第11条(保険料の払込み)

保険契約者は、被保険者全員の保険料を一括して、当社指定の振込日までに払い込むものとします。

### 第12条(保険料領収前の事故)

前条に定めるところにより保険料を払い込む場合であっても、当社は、保険料領収前に生じた保険事故による支払事由に対しては、保険金を支払いません。

### 第13条(特約の失効または解除)

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事由が発生した場合は、将来に向かってその効力を失います。

- ① 保険契約者の責めに帰すべき事由により保険料が集金されず、当社の指定する振込日までに保険料が払い込まれなかった場合。
- ② 当社は、保険契約者が、この保険契約の被保険者になることの同意を記名被保険者から得ていない場合は、各被保険者ごとに本条の適用を判断します。

### 第14条(準用規定)

本特約に定めのない事項については、本特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

## 【11】携行品損害補償特約(登山アウトドア用品含む)

## 第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 |         | 定義                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| き  | 貴金属等    | 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|    | 記名被保険者  | 保険証券記載の被保険者をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| け  | 携行      | <p>保険の対象が次の①から⑤までのいずれかの状態にあることをいいます。</p> <p>① 被保険者の身体に装着している状態</p> <p>② 被保険者の身体により移動・運搬されている状態</p> <p>③ 被保険者の身辺にあつて移動を共にしている状態</p> <p>④ ①から③までに該当しない場合で、被保険者の居住の用に供される建物(注1)外における被保険者の一連の行動の過程において、被保険者の管理下にある状態</p> <p>⑤ 一時預かり等、③に該当しない場合で、一時的に他人に寄託されている状態(注2)</p> <p>(注1) 被保険者の居住の用に供される建物<br/>物置、車庫その他の付属建物を含みます。</p> <p>(注2) 一時的に他人に寄託されている状態<br/>運搬、点検、調整、修理、加工、清掃等、保険の対象に対する作業または保険の対象の使用を目的として他人に寄託している間を除きます。</p> |
| さ  | 再調達価額   | 損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| し  | 自動車等    | <p>自動車・原動機付自転車・特定小型原動機付自転車(注)を含みます。</p> <p>(注) 自動車・原動機付自転車・特定小型原動機付自転車<br/>道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)に定める自動車・原動機付自転車・特定小型原動機付自転車(道路交通法施行規則)のことをいいます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|    | 時価額     | 保険の対象の再調達価額から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。ただし、貴金属等については、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|    | 乗車券等    | 鉄道、バス、船舶もしくは航空機の乗車券・航空券(定期券を除きます。)、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|    | 書面等     | 書面または当会社が定める方法をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| た  | 他の保険契約等 | 第4条(保険金を支払う場合)の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| つ  | 通貨等     | 通貨および小切手をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| ふ  | 普通保険約款  | この特約が付帯された総合傷害保険普通保険約款をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| ほ  | 暴動      | 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|    | 保険金     | 携行品損害保険金をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| み  | 未婚      | これまでに法律上の婚姻歴がないことをいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| め  | 免責金額    | 支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する保険証券記載の免責金額をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

## 第2条(保険の対象の範囲)

(1) 保険の対象は、以下のものに限ります。

- ① 被保険者の居住の用に供される建物(注1)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品
- ② 被保険者の居住の用に供される建物(注1)外において、被保険者が携行している被保険者所有のアウトドア用品で以下に記載のあるもの
  - ア. 登山・クライミング用品のうち以下のもの  
マウンテンブーツ、スノーブーツ、ザック、トレッキングポール、ヘルメット
  - イ. テント・タープ類  
テント、チェルト、タープ、ハンモックなど
  - ウ. シュラフ・マット類  
シュラフ、マット、シーツなど
  - エ. バーナー・ストーブ類  
バーナー、コンロ、ストーブ、焚き火台など  
※ガス缶・燃料類は除きます。
  - オ. キッチン用品・食器  
テーブル、チェア、クッカー、ジャグなど
  - カ. ランタン・ライト類
  - キ. 雪山装備類  
アイゼン、スノーシュー、ワカン、ピッケル、バイルなど
  - ク. ウェットスーツ、ドライスーツ、ライフジャケット、水中グローブ、水中ブーツ
  - ケ. 水中スノーケル、水中マスク、フィン、ウェイトベルト
  - コ. BCD、ファーストおよびセカンドステージ(レギュレーター)、ダイブコンピューター、各種ハウジング、水中カメラ、フロート、水中ライト
  - サ. 浮き輪、ビーチマット、ビーチテント

(2) (1)①および②の規定にかかわらず、次のア. からソ. までの掲げる物は、保険の対象に含まれません。

- ア. 船舶(注2)、航空機、自動車等、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
- イ. 自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、スキー板、スノーボード、ラジコン模型およびこれらの付属品
- ウ. 漁具(注3)
- エ. 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器その他これらに類する物およびサングラス
- オ. 動物、植物等の生物
- カ. 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- キ. 商品券、預貯金証書(注4)、有価証券(注5)、印紙、切手およびこれらに類する物
- ク. クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネーその他これらに類する物
- ケ. データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
- コ. 商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器等
- サ. ウェア類、シューズ類(マウンテンブーツ・スノーブーツは除く)
- シ. 携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・タブレット端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
- ス. ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品
- セ. 業務を行う者がその業務に関連して預託を受けている物
- ソ. 法令により被保険者の所有または所持が禁止されている物

(注1) 被保険者の居住の用に供される建物

物置、車庫その他の付属建物を含みます。

(注2) 船舶

ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。

(注3) 漁具

釣竿、竿掛け、竿袋、リール、浮き等の釣具類をいいます。また、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似の釣り用に設計された用具を含みます。

(注4) 預貯金証書

預金証書または貯金証書をいい、通帳およびキャッシュカードを含みます。

(注5) 有価証券

小切手は除きます。

**第3条(被保険者およびその範囲)**

(1) この特約において、被保険者とは次の①から④までのいずれかに該当する者をいいます。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

(2) (1)の記名被保険者またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。

(3) (1)の記名被保険者として指定された者について死亡その他の事由が生じた場合は、保険契約者または被保険者はその旨を当会社に申し出て、記名被保険者の変更を請求することができます。ただし、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

**第4条(保険金を支払う場合)**

当会社は、下表およびこの特約に従い、保険金を支払います。

| 保険金を支払う場合                             | 保険金の支払額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本国内における不測かつ突発的な事故によって、保険の対象が損害を受けた場合 | <p>ア. 当会社が保険金を支払うべき損害の額は、下記によって定めます。</p> <p>(ア) 保険の対象の時価額を限度として、次の算式により算出した額とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\text{復旧費用} - \begin{matrix} \text{復旧に伴って生じた残存物} \\ \text{がある場合は、その価額} \end{matrix} = \text{損害の額}</math> </div> <p>(イ) 損害の生じた保険の対象を再発行等の手段により再取得できる場合においては、その再発行等の手段に要する費用(注1)をもって損害の額とします。</p> <p>(ウ) (ア)にかかわらず、保険の対象(ただし、貴金属等は除く)について被保険者が以下を明らかに立証できるときには、再調達価額を限度として保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 事故発生時点において購入から2年以内であることおよび購入時期</li> <li>b) 購入者が被保険者であること</li> <li>c) 購入店舗・購入先</li> <li>d) 購入金額</li> </ul> <p>(エ) 第10条(事故発生時の義務および費用の負担) (3)の費用を保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用を損害の額に含みます。</p> <p>(オ) (ア)から(エ)までの規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した第10条(3)の費用の合計額を損害の額とします。</p> <p>(カ) (ア)から(オ)までにかかわらず、保険の対象が交通機関の定期券の場合において、(イ)に規定する再発行等の手段による再取得ができないときは、その定期券の残存有効期間に対する価額(注2)および保険契約者または被保険者が負担した第10条(3)の費用の合計額を損害の額とします。</p> <p>(キ) 保険の対象が生活用の通貨等または乗車券等の場合において、保険の対象の損害の額の合計が、5万円を超えるときは、当会社はそれらのものの損害の額を5万円とみなします。</p> <p>イ. 当会社の支払う保険金の額は、次の算式により算出した額とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\text{損害の額} - \text{保険証券記載の免責金額} = \text{保険金}</math> </div> <p>ウ. イ.の規定にかかわらず、当会社が支払う保険金の額は、保険期間を通じ、保険証券記載の保険金額をもって限度とします。</p> |
|                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

(注1)再発行等の手段に要する費用

交通費等付随的に発生する費用のうち、その再発行等のために支出を余儀なくされた費用を含みます。

(注2)定期券の残存有効期間に対する価額

取得額に残存期間に応じて日割をもって算出した額をいいます。

## 第5条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当社は、次の①から⑤までに掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者または被保険者(注1)の故意または重大な過失
  - ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注2)の故意または重大な過失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
  - ③ 保険の対象の盗難、置き忘れ(注3)または紛失(注4)
  - ④ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
  - ⑤ 被保険者が次のア. からウ. までのいずれかに該当する間に生じた事故
    - ア. 法令に定められた運転資格(注5)を持たないで自動車等を運転している間
    - イ. 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で自動車等を運転している間
    - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- (2) 当社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
  - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ③ 核燃料物質(注6)もしくは核燃料物質(注6)によって汚染された物(注7)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
  - ④ ③以外の放射線照射または放射能汚染
  - ⑤ ①から④までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (3) 当社は(1)および(2)の規定のほか、発生原因がいかなる場合でも、次の①から⑫までのいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 差押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。
  - ② 保険の対象の欠陥に起因する損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を原因とする事故による損害を除きます。
  - ③ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化(注8)、性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱の損害その他類似の損害、またはねずみ食い、虫食い等に起因する損害
  - ④ 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含みます。)であって、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
  - ⑤ 偶然な外来の事故に直接起因しない、保険の対象の電気の作用に伴って発生した電氣的事故または機械の稼働に伴って発生した機械的事故に起因する損害。ただし、これらの事由によって発生した火災、破裂または爆発による損害を除きます。
  - ⑥ 保険の対象の製造者、販売者または荷送人等が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(注9)を負うべき損害(注10)
  - ⑦ 保険の対象である液体の流出に起因する損害。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害を除きます。
  - ⑧ 楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
  - ⑨ 楽器の音色または音質の変化
  - ⑩ 土地の沈下、移動、隆起、振動等によって生じた損害
  - ⑪ 風、雨、雪、ひょう、砂塵その他これに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入により生じた損害
  - ⑫ 日本国外における不測かつ突発的な事故によって、保険の対象が損害を受けた場合
- (注1) 保険契約者または被保険者  
 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) その者(①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者)  
 ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 置き忘れ  
 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。

- (注4) 置き忘れ(注3)または紛失  
置き忘れ(注3)または紛失後の盗難を含みます。
- (注5) 運転資格  
運転する地における法令によるものをいいます。
- (注6) 核燃料物質  
使用済燃料を含みます。
- (注7) 核燃料物質(注6)によって汚染された物  
原子核分裂生成物を含みます。
- (注8) 自然の消耗もしくは劣化  
日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます。
- (注9) 契約上の責任  
保証書または延長保証制度に基づく製造者、販売者または荷送人等の責任を含みます。
- (注10) 法律上または契約上の責任(注9)を負うべき損害  
その保険の対象に生じた損害に限ります。

### 第6条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

|                                      |                              |
|--------------------------------------|------------------------------|
| 再調達価額基準の他の保険契約等(注1)                  | 時価額基準の他の保険契約等(注2)            |
| 損害の額 - によってすでに支払われている保険金<br>または共済金の額 | - によって支払われるべき保険金<br>または共済金の額 |
| = 保険金                                |                              |

- (2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に自己負担額の適用がある場合は、そのうち最も低い自己負担額を差し引いた額とします。また、それぞれの保険契約または共済契約に基づいて算出した損害の額が異なる場合は、そのうち最も高い額とします。
- (注1) 再調達価額基準の他の保険契約等  
再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う他の保険契約等に限ります。
- (注2) 時価額基準の他の保険契約等  
時価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う他の保険契約等に限ります。

### 第7条(残存物の帰属)

- (1) 当会社が第4条(保険金を支払う場合)の保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思表示しないかぎり、当会社に移転しません。
- (2) 乗車券等については払戻期間を過ぎて回収された場合は損害が生じたものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であってもその払戻額が損害の額より小さいときは、その差額についても同様とします。
- (3) 被保険者は、既に受け取った保険金に相当する額(注)を当会社に払い戻して、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。
- (注) 既に受け取った保険金に相当する額  
回収に要した費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

### 第8条(重大事由による解除)

- (1) 当会社は、被保険者が、次の①から④までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面等による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。
- ① 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
  - ② 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
  - ③ 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
  - ④ その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (2) (1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第17条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず(1)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した第4条(保険金を支払う場合)の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (3) 保険契約者が普通保険約款第15条(重大事由による解除)(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより同条(1)の規定による解除がなされた場合、または(1)の規定による解除がなされた場合には、普通保険約款第15条(3)の規定は、(1)①から④のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

## (注) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団との関係を有する企業もしくは団体等、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等またはその他これらに準ずる者と当会社が判断した団体もしくは個人

**第9条(事故発生時の義務および費用の負担)**

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次の①から⑥までの事故発生時の義務を履行しなければなりません。また、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその義務を怠った場合は、当会社は、それぞれ下表に定める金額を差し引いて保険金を支払います。

| 事故発生時の義務                                                                                                                                                                          | 差引金額                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。                                                                                                                                                            | 発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額             |
| ② 次のア. およびイ. の事項を遅滞なく、当会社に通知すること。<br>ア. 損害発生の日時、場所、損害状況および損害の程度<br>イ. 上記ア. の事項について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称                                                                   | 左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額               |
| ③ 他人に損害賠償の請求(注1)をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。                                                                                                                            | 他人に損害賠償の請求(注1)をすることによって取得することができたと認められる額 |
| ④ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。                                                                                                                                  | 左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額               |
| ⑤ 他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく当会社に通知すること。                                                                                                                                          |                                          |
| ⑥ ①から⑤までのほか、次のア. およびイ. のことを履行すること。<br>ア. 当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出すること。<br>イ. 当会社が、損害または費用の調査のために、帳簿その他の書類もしくは証拠の閲覧、または必要な説明を求めた場合は、これに応じ、必要な証明を求めた場合は、これに協力すること。 | 左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額               |

- (2) 次の①または②のいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)②または⑥の書類に事実と異なる記載をした場合  
② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)②または⑥の書類または証拠を偽造または変造した場合

- (3) 当会社は、次の①および②の費用を負担します。

- ① (1)①の義務を履行するために要した費用のうち、必要または有益であった費用  
② (1)③の手続きをするために要した費用

(注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

**第10条(準用規定)**

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

## 【12】個人賠償責任補償特約(国内補償)

## 第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語        | 定義                                                                                                                                               |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| か 環境汚染    | 流出、いつ出もしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壌中、大気中または海、河川、湖沼、地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ身体の障害または財物の損壊が発生するおそれがある状態をいいます。                                         |
| こ 後遺障害    | 治療の効果が医学上期待できない状態であって、身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。                                                                     |
| ゴルフ場敷地内   | 囲いの有無を問わず、ゴルフ場として区画された場所およびこれに連続した土地(注)をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含み、宿泊施設のために使用される部分を除きます。<br>(注)連続した土地<br>公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。 |
| さ 財物      | 有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。                                                                  |
| 財物の損壊     | 財物の滅失、汚損または損傷をいいます。                                                                                                                              |
| し 事故      | 日本国内において発生した次のいずれかに該当する事故をいいます。<br>①住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故<br>②被保険者の日常生活(注)に起因する偶然な事故<br>(注)日常生活<br>住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。                   |
| 支払責任額     | 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。                                                                                                        |
| 住宅        | 本人の居住の用に供される住宅をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。また、この住宅敷地内の動産および不動産を含みます。                                                                              |
| 住宅敷地内     | 囲いの有無を問わず、住宅の所在する場所およびこれに連続した土地(注)で、同一の被保険者によって占有されているものをいいます。<br>(注)連続した土地<br>公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。                      |
| 受託品       | 被保険者が日本国内において正当な権利を有するものから受託した財物のうち、被保険者が管理するものをいいます。                                                                                            |
| 書面等       | 書面または当会社が定める方法をいいます。                                                                                                                             |
| 親族        | 6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。                                                                                                                      |
| 身体の障害     | 傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。                                                                                                                            |
| た 他の保険契約等 | 第2条(保険金を支払う場合)の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。                                                                                                        |
| は 配偶者     | 婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。                                                           |
| ふ 普通保険約款  | この特約が付帯された総合傷害保険普通保険約款をいいます。                                                                                                                     |
| ほ 本人      | 保険証券の本人欄に記載された者をいいます。                                                                                                                            |
| み 未婚      | これまでに法律上の婚姻歴がないことをいいます。                                                                                                                          |
| め 免責金額    | 支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する保険証券記載の免責金額をいいます。                                                                                                         |

**第2条(保険金を支払う場合)**

当会社は、被保険者が事故により、他人(注)の身体の障害または財物の損壊に対して、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合は、この特約に従い、保険金を支払います。

(注)他人

第4条(被保険者の範囲)に定める被保険者以外の者をいいます。

**第3条(保険金を支払わない場合)**

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ 環境汚染
- ⑦ ②から⑥までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(2) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(注5)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
- ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、受託品でない場合は、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶・車両(注6)または銃器(注7)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(注1)保険契約者

保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2)暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3)核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注4)核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注5)不動産

住宅の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

(注6)船舶・車両

次の①から③のいずれかに該当するものを除きます。

- ① 主たる原動力が人力であるもの
- ② ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カート
- ③ 身体障害者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの

(注7)銃器

空気銃を除きます。

**第4条(被保険者の範囲)**

(1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 本人
- ② 本人の配偶者
- ③ 本人またはその配偶者の同居の親族
- ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤ 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者(注1)。ただし、本人に関する事故に限ります。
- ⑥ ②から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(注2)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

(2) (1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。

(3) (1)の本人として指定された者について死亡その他の事由が生じた場合は、保険契約者または被保険者はその旨を当会社に申し出て、本人の変更を請求することができます。ただし、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

(4) この特約の規定は、それぞれ被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第6条(保険金の支払額)の規定を除きます。

(注1) 監督義務者に代わって本人を監督する者

本人の親族に限ります。

(注2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者

その責任無能力者の親族に限ります。

**第5条(支払保険金の範囲)**

当会社が支払う保険金の範囲は、次に掲げるものに限ります。

| 区分           | 費用の内容                                                                                                                                      |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 損害賠償金      | 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。なお、損害賠償金には、判決により支払を命じられた訴訟費用および遅延損害金を含み、損害賠償金の支払により被保険者が取得するものがある場合は、その価額を控除するものとします。                             |
| ② 損害賠償解決費用   | 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面等による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停もしくは仲裁に要した費用(注)または示談交渉に要した費用                                                             |
| ③ 損害防止費用     | 第8条(事故発生時の義務等)①の手段を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用                                                                                               |
| ④ 緊急措置費用     | 第8条①に規定する損害を防止または軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、支出につきあらかじめ当会社の書面等による同意を得た費用および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用 |
| ⑤ 当会社による解決費用 | 第9条(損害賠償責任解決の特則)の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用                                                                                       |
| ⑥ 権利保全行使費用   | 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第8条③または第13条(代位) (3)の規定により、その権利の保全または行使に必要な手続きをとるために要した必要または有益な費用                                             |

(注) 費用

弁護士報酬を含みます。

**第6条(保険金の支払額)**

当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の①および②の金額の合計額とします。

- ① 前条①に規定する損害賠償金の額が免責金額を超過する場合は、その超過した額。ただし、支払限度額(注)を限度とします。
- ② 前条②から⑥に規定する費用についてはその全額。ただし、同条②の費用は、同条①の損害賠償金の額が支払限度額(注)を超える場合は、その支払限度額(注)の同条①の損害賠償金の額に対する割合によってこれを支払います。

(注)支払限度額

保険証券記載のこの特約の支払限度額をいいます。

**第7条(重大事由による解除)**

(1) 当会社は、被保険者が、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面等による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。

- ① 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
- ② 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ③ 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
- ④ その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(2) (1)の規定による解除が損害または費用の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第17条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害または費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(3) 保険契約者が普通保険約款第15条(重大事由による解除)(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより解除がなされた場合、または(1)の規定による解除がなされた場合には、普通保険約款第15条(3)および(2)の規定は、次のいずれかに該当する損害または費用については適用しません。

- ① (1)①から④までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害または費用
- ② (1)①から④までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

(注)反社会的勢力

暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団との関係を有する企業もしくは団体等、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等またはその他これらに準ずる者と当社が判断した団体もしくは個人

**第8条(事故発生時の義務等)**

保険契約者または被保険者が、第2条(保険金を支払う場合)の事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知った場合に履行しなければならない義務および義務の内容、ならびに保険契約者または被保険者が正当な理由がなくそれぞれの義務に違反した場合に支払うべき保険金から差し引く額については、次の①から⑦までに定めるとおりとします。

| 義務            | 義務の内容                                                                                                                                                                   | 義務違反の場合の差引金額                             |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| ① 損害防止義務      | 損害の発生および拡大の防止につとめること。                                                                                                                                                   | 発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額             |
| ② 事故内容通知義務    | 次のア. からウ. までの事項を遅滞なく、書面または当会社の定める方法で、当会社に通知すること。<br>ア. 事故の状況、被害者の住所、年齢、職業および氏名または名称<br>イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称<br>ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容 | 保険契約者または被保険者に損害賠償の請求をすることができると認められる額     |
| ③ 権利保全行使義務    | 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをとること。                                                                                                                    | 他人に損害賠償の請求（注1）をすることによって取得することができたと認められる額 |
| ④ 賠償責任承認前確認義務 | 損害賠償の請求を受けた場合は、応急手当、護送、その他の緊急措置を講じるときを除き、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。                                                                                            | 損害賠償責任がないと認められる額                         |
| ⑤ 訴訟通知義務      | 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。                                                                                                                          | 保険契約者または被保険者に損害賠償の請求をすることができると認められる額     |
| ⑥ 他保険通知義務     | 他の保険契約等に関する事実の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること。                                                                                                                            |                                          |
| ⑦ 書類提出義務      | ②のほか、次のア. およびイ. に定めること。<br>ア. 当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出すること<br>イ. 当会社が、損害または傷害の調査のために、帳簿その他の書類もしくは証拠の閲覧、または必要な説明を求めた場合は、これに応じ、必要な証明を求めた場合は、これに協力すること。   |                                          |

**(注1) 損害賠償の請求**

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

**(注2) 他の保険契約等に関する事実の有無および内容**

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

**第9条（損害賠償責任解決の特則）**

- 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。
- (1) の場合は、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- 被保険者が、正当な理由がなく(2)の規定による協力に応じない場合は、当会社は、被保険者の協力がいないことによって被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

**第10条（保険金の請求）**

- この特約に係る保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面等による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。

- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
  - ② 保険証券
  - ③ 当社の定める事故状況報告書
  - ④ 示談書その他これに代わるべき書類
  - ⑤ 損害を証明する書類
  - ⑥ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)
  - ⑦ 損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承認があったことを示す書類
  - ⑧ その他当社が第12条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなるときは、次のいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
  - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
  - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (注) 配偶者  
第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

#### 第11条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合  
この保険契約の支払責任額
  - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合  
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

#### 第12条(保険金の支払時期)

- (1) 当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または費用発生の有無および被保険者に該当する事実
  - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
  - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または程度、事故と損害との関係、治療の経過および内容
  - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
  - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)180日
  - ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会90日
  - ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会120日
  - ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査60日
  - ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査180日
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注4)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において日本国通貨をもって行うものとします。
- (注1) 請求完了日  
被保険者が第10条(保険金の請求)(2)および(3)の規定による手続きを完了した日をいいます。
- (注2) 次に掲げる日数  
複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会  
弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (注4) これに応じなかった場合  
必要な協力を行わなかった場合を含みます。

### 第13条(代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次のいずれかの額を限度とします。
- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合  
被保険者が取得した債権の全額
  - ② ①以外の場合  
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために、当社が必要とする書類または証拠となるものの提出等を求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (注) 損害賠償請求権その他の債権  
共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

### 第14条(先取特権)

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
  - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して、その損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合。
  - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合。

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権（注）は損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注）保険金請求権

第5条（支払保険金の範囲）②の費用に対する保険金請求権を除きます。

### 第15条（時効）

保険金請求権は、第10条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

### 第16条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

**【13】団体活動特約****第1条(用語の定義)**

本特約において、団体活動とは、保険証券記載の団体の管理下で行う保険証券記載の活動をいいます。

**第2条(保険金を支払う場合)**

- (1) 当社は、本特約により、普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合)(2)⑥の規定にかかわらず、被保険者が日本国内における団体活動中に普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った場合は、本特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。
- (2) (1)の団体活動中には、被保険者が団体活動に参加するため所定の集合場所・解散場所と被保険者の住居との通常の経路往復中に被った傷害に対しても保険金を支払います。

**第3条(通知義務)**

- (1) 本特約が付帯された保険契約(普通保険約款およびこれに付帯される他の特約をいい、以下同様とします。)締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
  - ① 保険証券記載の団体の名称または代表者名を変更した場合
  - ② 保険証券記載の活動の内容を変更した場合
- (2) 当社は、活動の内容に変更の事実が生じ、普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合)(2)④の運動等に該当した場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、本特約が付帯された保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定による解除が支払事由またはその原因が発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第17条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当社は、活動の内容に変更の事実が生じた時から解除がなされた時まで支払事由またはその原因が発生した場合は保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

**第4条(被保険者の増員)**

- (1) 保険期間の中途において被保険者が増員となる場合には、保険契約者は、書面により増員者の氏名、性別、年齢および運動競技種目を当会社に通知して、承認を請求しなければなりません。
- (2) 増員者の保険期間は、当社が(1)の規定による承認をした日から保険証券記載の保険期間の末日までとします。
- (3) 当社は、増員者についてはその保険期間の月数(注)に対し、月割をもって計算した保険料を追加保険料として請求します。

(注) 保険期間の月数  
保険期間に1か月未満の端日数があるときは、これを1か月とします。
- (4) 保険契約者が(3)の規定による追加保険料の払込みを怠った場合(注)は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、本特約が付帯された保険契約を解除することができます。

(注) 追加保険料の払込みを怠った場合  
当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (5) (3)の規定による追加保険料を請求する場合において、(4)の規定により本特約が付帯された保険契約を解除できるときは、当社は、(3)の追加保険料を受領するまでの間に生じた事故による増員者の傷害に対しては、保険金を支払いません。

**第5条(被保険者の減員)**

- (1) 保険期間の中途において被保険者が減員となる場合には、保険契約者は、書面により減員者の氏名、性別、年齢および運動競技種目を当会社に通知して、承認を請求しなければなりません。
- (2) 当社は、(1)の規定による承認をした場合は、減員者について既経過期間の月数(注)に対し、月割をもって計算した保険料を既収保険料から差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

(注) 既経過期間の月数  
既経過期間に1か月未満の端日数があるときは、これを1か月とします。なお、第6条においても同様とします。

**第6条(保険料の取扱い－解除の場合)**

第3条(通知義務)(2)および第4条(被保険者の増員)(4)の規定により、本特約が付帯された保険契約が解除となる場合は、当社は、各被保険者について既経過期間の月数に対し、普通保険約款第18条(保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更の場合)に掲げる短期料率により計算した保険料を既収保険料から差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

### 第7条(保険金の請求)

被保険者が保険金の支払を受けようとする場合は、普通保険約款第24条(保険金の請求)(3)に規定する書類のほか、保険証券に記載された団体の代表者が発行する事故証明書を提出しなければなりません。

### 第8条(準用規定)

本特約に定めのない事項については、本特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

## 【14】特定疾病見舞金特約(団体活動特約用)

## 第1条(用語の定義)

本特約において、次の用語の定義は下表のとおりです。

| 用語   | 定義                                                                            |
|------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 特定疾病 | 第2条(保険金を支払う場合)に記載の低体温症(注1)、細菌性食中毒(注2)、急性心疾患(注3)、急性脳疾患(注4)および急性呼吸器疾患(注5)をいいます。 |

## (注1)低体温症

平成27年2月13日総務省告知第35号に基づく厚生労働大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10」(2013年版)準拠に定められた分類項目中の基本分類コードT68に規定される内容によるものとします。

## (注2)細菌性食中毒

平成27年2月13日総務省告知第35号に基づく厚生労働大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10」(2013年版)準拠に定められた分類項目中の基本分類コードA02からA05に規定される内容によるものとします。

## (注3)急性心疾患

平成27年2月13日総務省告知第35号に基づく厚生労働大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10」(2013年版)準拠に定められた分類項目中の基本分類コードI21、I40、I50に規定される内容によるものとします。

## (注4)急性脳疾患

平成27年2月13日総務省告知第35号に基づく厚生労働大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10」(2013年版)準拠に定められた分類項目中の基本分類コードI60、I61、I63に規定される内容によるものとします。

## (注5)急性呼吸器疾患

平成27年2月13日総務省告知第35号に基づく厚生労働大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10」(2013年版)準拠に定められた分類項目中の基本分類コードJ21、J93、J96に規定される内容によるものとします。

## 第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、被保険者が保険期間中に保険証券記載の団体の管理下で行う保険証券記載の活動(以下「団体活動」といいます。)に起因して、特定疾病を発病した場合は、この特約の規定に従い特定疾病見舞金を支払います。ただし、団体活動中および団体の活動終了後72時間を経過するまでに発病した疾病に限ります。
- (2) (1)の発病の認定は、被保険者以外の医師の診断によります。
- (3) お支払いする特定疾病見舞金の額は、次の算式によります。ただし、低体温症、細菌性食中毒に関しては、一律10千円とします。

お支払いする保険金の額＝保険証券に記載の保険金額×下記支払率(%)

| 対象とする疾病 | 支払率  |
|---------|------|
| 急性心疾患   | 90%  |
| 急性脳疾患   | 100% |
| 急性呼吸器疾患 | 10%  |

- (4) 同一の保険期間中に支払うべき特定疾病見舞金の合計額は、保険証券記載の保険金額を限度とします。

## 第3条(保険金を支払わない場合)

当社は、普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合)の事由および次のいずれかに該当する事由によって発病した疾病に対しては、保険金を支払いません。

- ① 団体活動前に発症した疾病
- ② 心疾患、脳疾患または呼吸器疾患のうち、その発症の日からさかのぼって過去2年以内に、医師の診断(検査、治療、投薬を含みます)を受けていた場合

### 第4条(保険金の請求)

被保険者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第24条(保険金の請求)(3)【別表3】に掲げる書類および次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

第2条(保険金を支払う場合)に規定する疾病を発病したことを証明する被保険者以外の医師の診断書

### 第5条(準用規定)

本特約に定めのない事項については、本特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および団体活動特約の規定を準用します。

## 【15】包括契約に関する特約（一括報告・一括精算用）

## 第1条（用語の定義）

本特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語    | 定義                                      |
|-------|-----------------------------------------|
| 確定保険料 | 第4条（通知）（1）の規定による通知に基づき当会社が算出した保険料をいいます。 |
| 暫定保険料 | 保険証券記載の暫定保険料をいいます。                      |

## 第2条（暫定保険料）

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わなければなりません。
- (2) 普通保険約款第6条（保険責任の始期および終期）（3）の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、（1）の暫定保険料に適用するものとします。

## 第3条（帳簿の備付け）

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した帳簿を備え、当会社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

## 第4条（通知）

- (1) 保険契約者は、保険期間終了後、遅滞なく、保険期間中の被保険者数その他の当会社の定める事項を、当会社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の規定による通知に脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当会社は、その通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額とみなし、保険金を削減して支払います。

$$\text{各被保険者の保険金額} = \frac{\text{保険証券記載の被保険者1名あたりの保険金額}}{\text{実際に行われた通知に基づいて、当会社が算出した次条の確定保険料の合計額}} \times \frac{\text{脱漏がなかったものとして、当会社が算出した次条の確定保険料の合計額}}{\text{脱漏がなかったものとして、当会社が算出した次条の確定保険料の合計額}}$$

- (3) (1)の規定による通知に脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金が支払われている場合を除きます。
- (4) (2)の規定は、当会社が(2)の通知の故意または重大な過失による脱漏があることを知った時から(2)の規定により保険金を支払う旨の保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または保険期間終了後から5年を経過した場合は適用しません。

## 第5条（確定保険料）

保険契約者は、保険期間終了時に確定保険料と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。

## 第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

## 【16】包括契約に関する特約(毎月報告・一括精算用)

## 第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語    | 定義                                     |
|-------|----------------------------------------|
| 確定保険料 | 第4条(通知)(1)の規定による通知に基づき当社が算出した保険料をいいます。 |
| 暫定保険料 | 保険証券記載の暫定保険料をいいます。                     |

## 第2条(暫定保険料)

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当社に支払わなければなりません。
- (2) 普通保険約款第6条(保険責任の始期および終期)(3)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

## 第3条(帳簿の備付け)

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当社の定める事項を記載した帳簿を備え、当社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

## 第4条(通知)

- (1) 保険契約者は、通知日(注)までに、1か月間の被保険者数その他の当社の定める事項を、当社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当社は、その通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額とみなし、保険金を削減して支払います。

$$\text{各被保険者の保険金額} = \frac{\text{保険証券記載の被保険者1名あたりの保険金額}}{\text{遅滞または脱漏の生じた通知日(注)以前に実際に行われた通知に基づいて、当社が算出した次条の確定保険料の合計額}} \times \frac{\text{遅滞または脱漏の生じた通知日(注)以前に遅滞および脱漏がなかったものとして、当社が算出した次条の確定保険料の合計額}}$$

- (3) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金が支払われている場合を除きます。
- (4) (2)の規定は、当社が(2)の通知の故意または重大な過失による遅滞もしくは脱漏があることを知った時から(2)の規定により保険金を支払う旨の保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日(注)から5年を経過した場合は適用しません。

(注)通知日

保険証券記載の通知日をいいます。

## 第5条(確定保険料)

- (1) 保険契約者は、保険期間終了時に確定保険料と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。
- (2) 保険期間の途中で毎月の確定保険料の合計額が暫定保険料を超えた場合は、保険契約者は、当社の請求に従い追加暫定保険料を払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が(2)の追加暫定保険料の支払を怠った場合(注)は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (3)の規定によりこの保険契約を解除できる場合は、当社は、追加暫定保険料を請求した時から追加暫定保険料を領収するまでの間に被保険者が被った傷害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注)追加暫定保険料の支払を怠った場合

当社が保険契約者に対し追加暫定保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

## 第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

【17】包括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語    | 定義                                      |
|-------|-----------------------------------------|
| 確定保険料 | 第4条（通知）（1）の規定による通知に基づき当会社が算出した保険料をいいます。 |
| 暫定保険料 | 保険証券記載の暫定保険料をいいます。                      |

第2条（暫定保険料）

- （1）保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わなければなりません。
- （2）普通保険約款第6条（保険責任の始期および終期）（3）の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、（1）の暫定保険料に適用するものとします。

第3条（帳簿の備付け）

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した帳簿を備え、当会社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条（通知）

- （1）保険契約者は、通知日（注）までに、1か月間の被保険者数その他の当会社の定める事項を、当会社に通知しなければなりません。
- （2）（1）の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当会社は、その通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額とみなし、保険金を削減して支払います。

各被保険者の  
保険金額

=

保険証券記載の被保険者  
1名あたりの保険金額

×

遅滞または脱漏の生じた通知日（注）以前に実際に行われた通知に基づいて、当会社が算出した次条の確定保険料の合計額

遅滞または脱漏の生じた通知日（注）以前に遅滞および脱漏がなかったものとして、当会社が算出した次条の確定保険料の合計額

- （3）（1）の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、（2）の規定に基づいて保険金が支払われている場合を除きます。
- （4）（2）の規定は、当会社が（2）の通知の故意または重大な過失による遅滞もしくは脱漏があることを知った時から（2）の規定により保険金を支払う旨の保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日（注）から5年を経過した場合は適用しません。

（注）通知日  
保険証券記載の通知日をいいます。

第5条（確定保険料）

- （1）保険契約者は、確定保険料を払込期日（注）までに払い込まなければなりません。
- （2）保険契約者が（1）の確定保険料の払込期日（注）後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （3）（2）の規定によりこの保険契約を解除できる場合は、当会社は、その確定保険料を算出するための通知の対象となる被保険者の被った傷害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- （4）第2条（暫定保険料）の暫定保険料は、最終の払込期日（注）に払い込まれるべき確定保険料との間で、その差額を精算します。

（注）払込期日  
保険証券記載の払込期日をいいます。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

**【18】保険料確定特約(包括契約に関する特約用)**

**第1条(包括契約に関する特約の読み替え)**

当社は、この特約により、包括契約に関する特約第2条(暫定保険料)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

**「第2条(保険料)**

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度または過去1年間の被保険者数(注1)、その他の当会社の定める事項に基づき当社が算出した、保険料(注2)を当社に支払わなければならない。
- (2) 普通保険約款第6条(保険責任の始期および終期)(3)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料(注2)領収前に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の保険料(注2)に適用するものとします。

(注1) 最近の会計年度または過去1年間の被保険者数

初年度契約の場合は、被保険者となるべき者の人数をいいます。

(注2) 保険料

保険証券記載の保険料をいいます。」

**第2条(包括契約に関する特約の適用除外)**

当社は、この特約により、包括契約に関する特約第4条(通知)および第5条(確定保険料)の規定を適用しません。

**第3条(準用規定)**

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および普通保険約款に付帯される他の特約の規定を準用します。

**【19】準記名式契約特約（一部付保）（同一保険金額用）****第1条（保険金を支払う場合）**

当社は、下欄記載の団体活動中の者を被保険者とし、その被保険者がその団体活動中に被った傷害に限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定に従い、普通保険約款第1章傷害条項の規定により支払われる保険金を支払います。

(団体活動)  
(員数)

保険証券記載のとおり

**第2条（団体活動参加者名簿）**

- (1) 保険契約者は、保険期間中に前条の団体活動に従事することが予定される者を特定し、その全員を示す名簿を備え、当社がその閲覧を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。
- (2) 当社は、(1)の名簿に記載のない者については、前条の規定にかかわらず、被保険者には含まれないものとみなします。

**第3条（保険金額）**

保険金額は、すべての被保険者について同一とし、1被保険者について保険証券記載の金額とします。

**第4条（被保険者の増員または減員）**

- (1) 保険期間の中途において第1条（保険金を支払う場合）の員数が増員または減員となる場合は、保険契約者は、遅滞なく、その員数を当社に通知しなければなりません。
- (2) 被保険者が増員となる場合において、保険契約者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当社は、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額とみなし、保険金を削減して支払います。

$$\text{各被保険者の保険金額} = \frac{\text{保険証券記載の被保険者1名あたりの保険金額}}{\text{保険証券記載の被保険者数}} \times \frac{\text{保険証券記載の被保険者数}}{\text{保険証券記載の被保険者数} + \text{増員数}}$$

- (3) (2)の規定は、当社が、(1)の通知が故意もしくは重大な過失により遅滞なく行われなかったことを知った時から(2)の規定により保険金を支払う旨の保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または被保険者が増員となった時から5年を経過した場合は適用しません。
- (4) (1)の通知があった場合は、当社は、その通知に基づき、保険料を請求または返還します。
- (5) 保険契約者が(4)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (6) (4)の規定による追加保険料を請求する場合において、(5)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額とみなし、保険金を削減して支払います。

$$\text{各被保険者の保険金額} = \frac{\text{保険証券記載の被保険者1名あたりの保険金額}}{\text{保険証券記載の被保険者数}} \times \frac{\text{保険証券記載の被保険者数}}{\text{保険証券記載の被保険者数} + \text{増員数}}$$

(注) 追加保険料の支払を怠った場合

当社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

**第5条（準用規定）**

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

**【20】準記名式契約特約(全員付保)(同一保険金額用)****第1条(保険金を支払う場合)**

当社は、下欄記載の者(注)全員を被保険者とし、その被保険者が普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った場合は、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定に従い保険金を支払います。

|        |            |
|--------|------------|
| (団体活動) | 保険証券記載のとおり |
| (員数)   |            |

(注) 下欄記載の者

次条において「団体員」といいます。

**第2条(被保険者名簿)**

- (1) 保険契約者は、常に団体員の全員を示す名簿を備え、当社がその閲覧を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。
- (2) 当社は、(1)の名簿に記載のない者については、前条の規定にかかわらず、被保険者には含まれないものとみなします。

**第3条(保険金額)**

保険金額は、すべての被保険者について同一とし、1被保険者について保険証券記載の金額とします。

**第4条(被保険者の増員または減員)**

- (1) 保険期間の中途において被保険者が増員または減員となる場合は、保険契約者は、遅滞なく、その員数を当社に通知しなければなりません。
- (2) 被保険者が増員となる場合において、保険契約者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当社は、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額とみなし、保険金を削減して支払います。

$$\text{各被保険者の保険金額} = \frac{\text{保険証券記載の被保険者1名あたりの保険金額}}{\text{保険証券記載の被保険者数}} \times \frac{\text{保険証券記載の被保険者数}}{\text{保険証券記載の被保険者数} + \text{増員数}}$$

- (3) (2)の規定は、当社が、(1)の通知が故意もしくは重大な過失により遅滞なく行われなかったことを知った時から(2)の規定により保険金を支払う旨の保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または被保険者が増員となった時から5年を経過した場合は適用しません。
- (4) (1)の通知があった場合は、当社は、その通知に基づき、保険料を請求または返還します。
- (5) 保険契約者が(4)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (6) (4)の規定による追加保険料を請求する場合において、(5)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額とみなし、保険金を削減して支払います。

$$\text{各被保険者の保険金額} = \frac{\text{保険証券記載の被保険者1名あたりの保険金額}}{\text{保険証券記載の被保険者数}} \times \frac{\text{保険証券記載の被保険者数}}{\text{保険証券記載の被保険者数} + \text{増員数}}$$

(注) 追加保険料の支払を怠った場合

当社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限り、適用します。

**第5条(準用規定)**

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

## 【21】ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

## 第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語             | 定義                                                                                                                                                                                             |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| アルバトロス         | 各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でボールがホール(球孔)に入ることをいいます。ただし、ホールインワンの場合を除きます。                                                                                                                                 |
| ゴルフ競技          | ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴(注)し、基準打数(パー)35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。<br>(注)他の競技者1名以上と同伴<br>ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。         |
| ゴルフ場           | 日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、かつ、いかなる名目であっても、施設の利用について料金を徴するものをいいます。                                                                                                                       |
| ゴルフ場に対する記念植樹費用 | ホールインワンまたはアルバトロスの記念としてホールインワンまたはアルバトロスを行ったゴルフ場に植える樹木の代金をいいます。                                                                                                                                  |
| ゴルフの指導         | 他人が行うゴルフの練習または競技に対し、指示、助言、監督等を行うことをいいます。                                                                                                                                                       |
| 支払責任額          | 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。                                                                                                                                                      |
| 祝賀会費用          | ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から3か月以内(注)に開催された祝賀会に要する費用をいいます。<br>(注)3ヶ月以内<br>祝賀会としてゴルフ競技を行なう場合において、被保険者から当会社にゴルフ競技を行なう時期について告げ、当社がこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルバトロスを行なった日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用を含めることができます。 |
| 贈呈用記念品購入費用     | ホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、同伴競技者、友人等に贈呈する記念品の購入代金および郵送費用をいいます。                                                                                                                                    |
| 他の保険契約等        | 第2条(保険金を支払う場合)の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。                                                                                                                                        |
| 同伴キャディに対する祝儀   | 同伴キャディに対して、ホールインワンまたはアルバトロスを行った記念の祝金として贈与する金銭をいいます。                                                                                                                                            |
| ホールインワン        | 各ホールの第1打によってボールが直接ホール(球孔)に入ることをいいます。                                                                                                                                                           |
| 保険金            | ホールインワン・アルバトロス費用保険金をいいます。                                                                                                                                                                      |
| 保険金額           | 保険証券に記載されたホールインワン・アルバトロス費用の保険金額をいいます。                                                                                                                                                          |

## 第2条(保険金を支払う場合)

当社は、被保険者がゴルフ場においてゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、慣習として次の①から⑤までのいずれかに該当する費用を負担することによって被る損害に対して保険金額を限度に、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

① 贈呈用記念品購入費用。ただし、下記のア. からエ. までの購入費用を除きます。

ア. 貨幣、紙幣

イ. 有価証券

ウ. 商品券等の物品切手

エ. プリペイドカード(注)

② 祝賀会費用

③ ゴルフ場に対する記念植樹費用

④ 同伴キャディに対する祝儀

⑤ その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用。ただし、保険金額の10%を限度とします。

(注) プリペイドカード

被保険者がホールインワン・アルバトロス達成を記念して特に作成したものについては保険金を支払います。

**第3条(保険金を支払わない場合)**

当会社は、次の①または②のいずれかに該当するホールインワンまたはアルバトロスについては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者がゴルフ場の経営者である場合、その被保険者が経営するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス
- ② 被保険者がゴルフ場の使用人(注)である場合、その被保険者が実際に使用されているゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス

(注) 使用人

臨時雇いを含みます。

**第4条(被保険者の範囲)**

この特約における被保険者は、普通保険約款第1条(用語の定義)に規定する被保険者とします。ただし、ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う者をいい、ゴルフの競技または指導を職業としている者を除きます。

**第5条(保険金額の自動復元)**

当会社が保険金を支払った場合においても保険金額は減額しません。

**第6条(事故の発生)**

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第2条(保険金を支払う場合)に定めるホールインワンもしくはアルバトロスを行ったことを知った場合は、次の①から⑦までに掲げる事項を履行しなければなりません。

- ① ホールインワンまたはアルバトロスを行った日時、場所、ホールインワンまたはアルバトロスを行った状況ならびにこれらの事項の証人となる者の住所および氏名を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ② 被保険者が他人に対して損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ③ 第2条(保険金を支払う場合)に定めるホールインワンもしくはアルバトロスを行ったことによって生じた損害の発生および拡大を防止するため、自己の費用で必要な措置を講ずること。
- ④ あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またはその他の費用を支出しないこと。
- ⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起しようとする場合、または提起された場合、ただちに書面により当会社に通知すること。
- ⑥ 他の保険契約等に関する事実の有無および内容(注)について遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑦ ①から⑥までのほか、当会社が、特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の①から⑦までに規定する義務に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① (1)の①、⑤、⑥または⑦に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
- ② (1)の②に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
- ③ (1)の③に違反した場合は、損害の発生または拡大の防止ができたと認められる額
- ④ (1)の④に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の規定による通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 他の保険契約等に関する事実の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

## 第7条(保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)に規定する費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑤までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
  - ② 保険証券
  - ③ 次のア. からウ. までの者すべてが署名または記名捺印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書
    - ア. 同伴競技者。ただし、ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合を除きます。
    - イ. そのゴルフ場に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者として使用したキャディ。ただし、下記(ア)から(エ)までのいずれかを提出できる場合を除きます。
      - (ア) そのゴルフ場の使用人で被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃(注1)した者1名以上が署名または記名捺印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書
      - (イ) 被保険者が会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に、被保険者が参加している間に達成したホールインワンまたはアルバトロスの場合で、被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃(注1)したその公式競技の参加者または競技委員1名以上が署名または記名捺印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書
      - (ウ) 被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したことが確認できるビデオ映像
      - (エ) 被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を、同伴競技者以外の第三者(注2)が目撃(注1)した場合は、その第三者(注2)が署名または記名捺印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書
    - ウ. そのゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者
  - ④ 第2条(保険金を支払う場合)①から⑤までの費用の支払を証明する領収書
  - ⑤ その他当会社が第9条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けべき被保険者の代理人がいなときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注3)
  - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族(注4)のうち3親等内の者
  - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者(注3)または②以外の親族(注4)のうち3親等内の者
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または費用の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

## (注1) 目撃

ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。

## (注2) 第三者

複数名存在する場合はいずれかの者とします。

## (注3) 配偶者

普通保険約款第1章第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

## (注4) 親族

普通保険約款第1章第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の親族に限ります。

**第8条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)**

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が(2)に規定する支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合  
この保険契約の支払責任額
  - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合  
(2)に規定する支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) 支払限度額は、それぞれの保険契約または共済契約のうち最も保険金額の高い保険契約または共済契約により、その契約において他の保険契約等がないものとした場合に支払われるべき金額とします。

**第9条(保険金の支払時期)**

- (1) 当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、ホールインワンまたはアルバトロス発生の状況、費用の発生の有無および被保険者に該当する事実
  - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
  - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、費用の額、ホールインワンまたはアルバトロスと費用との関係
  - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
  - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から④までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の①から④までに掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)180日
  - ② (1)の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会90日
  - ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑤までの事項の確認のための調査60日
  - ④ (1)の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査180日
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注4)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が第7条(保険金の請求)(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 次の①から④までに掲げる日数

①から④までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 照会

弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

**第10条(代位)**

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)①から⑤までの費用が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の①または②のいずれかの額を限度とします。
- ① 当会社が費用の全額を保険金として支払った場合  
被保険者が取得した債権の全額
  - ② ①以外の場合  
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
- (2) (1)の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

**第11条(普通保険約款の適用除外)**

この特約の規定が適用される場合は、次の①から②までの普通保険約款に掲げる規定は適用しません。

- ① 第3条(保険金を支払わない場合)から第5条(他の身体の障害または疾病の影響)まで
- ② 第9条(通知義務)(1)①、(2)および(3)、第23条(事故発生時の義務)から第26条(代位)までおよび第28条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

**第12条(普通保険約款の読み替え)**

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1条(用語の定義)の表の「危険」の規定中「傷害の発生の可能性」とあるのは「損害の発生の可能性」
- ② 第6条(保険責任の始期および終期)(3)の規定中「事故による傷害」とあるのは、「この特約第2条(保険金を支払う場合)に定めるホールインワンまたはアルバトロスを行ったことによる損害」

**第13条(重大事由による解除に関する特則)**

保険契約者または被保険者が普通保険約款第15条(重大事由による解除)(1)の③のア. からオ. までのいずれかに該当することにより同条(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、同条(3)の規定は、同条(1)の③のア. からウ. までまたはオ. のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

**第14条(準用規定)**

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

**【22】1割以内異動不精算特約****第1条(保険金を支払う場合)**

当社は、この特約により、保険期間の途中で被保険者が増加した場合において、その増加が保険期間の始期における被保険者数の1割以内であるときは、普通保険約款第6条(保険責任の始期および終期)(3)の規定にかかわらず、保険料を請求することなく増加された被保険者が被った傷害に対しても、保険金を支払います。

**第2条(保険金額)**

保険金額は、すべての被保険者について同一とし、1被保険者につき保険証券記載の金額とします。

**第3条(被保険者の増加)**

- (1) 第1条(保険金を支払う場合)に規定する割合を超える被保険者の増加があった場合は、保険契約者は、遅滞なく、当会社に通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知をしなかった場合は、前条の規定にかかわらず、当社は、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額とみなし、保険金を削減して支払います。

$$\text{各被保険者の保険金額} = \frac{\text{保険証券記載の被保険者数}}{\text{1名あたりの保険金額}} \times 1.1 \times \frac{\text{保険期間の始期における被保険者数}}{\text{保険期間の始期における被保険者数} + \text{増員数}}$$

- (3) (2)の規定は、当社が、(1)の通知が故意もしくは重大な過失により遅滞なく行われなかったことを知った時から(2)の規定により保険金を支払う旨の保険契約者に対する通知をしないうで1か月を経過した場合または第1条(保険金を支払う場合)に規定する割合を超える被保険者の増加があった時から5年を経過した場合は適用しません。
- (4) (1)の規定による通知があった場合は、当社は、第1条(保険金を支払う場合)に規定する割合を超える部分に相当する被保険者につき未経過期間に対し月割(注1)により計算した保険料を請求します。
- (5) 保険契約者が故意または重大な過失によって、(4)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注2)は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (6) (4)の規定による追加保険料を請求する場合において、(5)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額とみなし、保険金を削減して支払います。

$$\text{各被保険者の保険金額} = \frac{\text{保険証券記載の被保険者数}}{\text{1名あたりの保険金額}} \times 1.1 \times \frac{\text{保険期間の始期における被保険者数}}{\text{保険期間の始期における被保険者数} + \text{増員数}}$$

(注1)月割

1か月に満たない期間は1か月とします。

(注2)追加保険料の支払を怠った場合

当社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

**第4条(準用規定)**

本特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

**【23】共同保険特約****第1条(独立責任)**

この保険契約は、引受保険会社(注)による共同保険契約であって、引受保険会社(注)は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

(注)引受保険会社

保険証券記載の保険会社をいいます。以下本特約において同様とします。

**第2条(幹事保険会社の行う事項)**

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生のお知らせに係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

**第3条(幹事保険会社の行為の効果)**

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までに掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

**第4条(保険契約者等の行為の効果)**

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。